

取組項目	経営方針3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 関係所管課
	⑥出資法人の経営改善、自立性拡大の推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

県では、出資法人について平成9年度以降数次にわたり見直しを行い、これまでに、廃止または統合により26法人が減少したほか、出資法人の組織体制や県の財政的関与の縮小等を推進してきました。直近では、平成21年度に策定した「外郭団体見直し計画」（計画期間：平成21年度～平成26年度）に基づき、さらなる廃止や統合、新公益法人制度への移行、県の支援の縮小等を行ってきました。

[平成21年度以降の主な取組結果]

- (1) 法人の廃止等 出資法人の数は、2割以上減少（30団体→23団体）
- (2) 職員数の見直し 出資法人の職員は、約3割減少（910人→643人）
また、出資法人に対し県が派遣する職員は、約3割減少（110人→78人）
- (3) 累積欠損等の解消 債務超過法人は5団体→1団体に、累積欠損法人は6団体→4団体に減少

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

出資法人の存廃等に係る量的な見直しについては、「外郭団体見直し計画」等の取組の下で一定程度達成されたことから、今後は、出資法人がより効率性、柔軟性、専門性等を発揮した運営を行うよう、法人の自立性の向上に重点を置いた関与を行います。なお、経営状況に課題があり「外郭団体見直し計画」において抜本的経営見直しの方針が示された出資法人、縮小の方針が示されたものの取組未了の出資法人等については、引き続き、重点的に関与します。

また、法人の経営および県の関与に係る情報について、一層の透明性の向上を図ります。

(2) 具体的な取組内容

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方（後掲）に沿って取組を進めます。

①出資法人ごとの取組の進捗管理

出資法人への関与を行うにあたり、出資法人ごとの実施計画を定めて進捗管理を行います。

新②経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および県の関与のあり方の検討に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表します。

新③担当職員の研修受講促進

会計や財務等の研修を受講することにより、出資法人所管課の職員の能力向上を図ります。

(3) 目標

- ・ 経営評価の実施 平成27年度から実施、公表
- ・ 県以外の者からの収入の拡大 平成30年度において平成25年度より拡大
- ・ 所管課の担当職員の会計、財務等に関する研修の受講率 平成26年度 27% → 毎年度 80%以上

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①出資法人ごとの取組の進捗管理		各法人の取組に係る進捗管理			
②経営評価の実施および公表		評価の実施および公表（毎年度）			
③担当職員の研修受講促進		研修に係る情報提供および受講の促進			

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

I 経営改善等の必要性

出資法人（県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきました。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組まなければなりません。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところです。

県は、公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点から、今後も、出資法人の経営改善、自立性の拡大および透明性の向上について積極的に取り組みます。

II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共サービスの提供という観点から、次のような方向を目指します。

1 今後の出資法人のあり方

(1) 自立した経営機能の発揮

これまで出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にありましたが、新公益法人制度への移行を踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっていきます。

そのため、今後は、県の人的、財政的支援に過度に依存することなく、自らの経営感覚を活かせる自立した経営体に転換していくことを目指します。

(2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになっていくことから、公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指します。

(3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指します。

2 県の関与のあり方

(1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものですが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にします。

(2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、効果的に目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図ります。

(3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題に対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝えます。

III 出資法人の経営改善の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を発揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善を推進することが必要

です。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組みます。

1 自主的・自立的経営の推進

(1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を発揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直します。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努めます。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促します。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組みます。

(2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金等や受託事業による財政支援に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要です。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組みます。

② 出資法人に対して公的支援を行う場合には、出資法人の債務に関する損失補償（道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、これを行わないことを原則とします。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要なやむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を、議会・住民等に明らかにするものとします。

③ 出資法人に対する短期貸付け（同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。）を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとします。

④ Ⅲ 5 に規定する重点的に関与を行う出資法人について財政的・人的支援を継続する場合には、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行います。

2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開していくためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要です。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3年から5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組みます。

3 経営評価の実施

より効果的な事業展開を行うためには、活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要です。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行います。

4 情報公開の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高

まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組みます。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供します。

5 重点的な関与の対象となる出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、出資法人が役割の見直しや経営状況の改善に向けて積極的に取り組むこととなるよう、重点的に関与を行います。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必要性の低いもの
- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 「外郭団体見直し計画」の終了後も継続して経営状況や取組の状況を注視する必要がある次のもの
 - ① 上記計画において「抜本的経営見直し」とされたもの
 - ② 上記計画において「縮小」とされた出資法人で、取組が未了であるもの

IV 経営改善等を進めるに当たって

1 出資法人採用職員の雇用問題への対応

出資法人の経営改善等に伴う出資法人採用職員の雇用問題については、県から独立した経営体として、当該出資法人が主体的に対応することが基本となりますが、設立や運営に県が相当の関与をしてきた出資法人については、職員の再就職等に向けた出資法人の取組に対し、県民の理解が得られることを基本に、全庁横断的に県として可能な方策を検討し、計画的に取り組めます。

2 改革の推進に向けた仕組みの構築

出資法人の経営改善等は、出資法人の主体的な取組として行われるべきものですが、着実に進めていくためには、各出資法人の理解と協力を得ながら、出資者として必要な対応を行う必要があります。共通した課題も想定されることから、県全体としての方針をもとに、進行管理や先進的な取組事例など、情報の共有化を行いながら取組を推進する体制を整備し、効果的に改革を進めます。

3 制度等の枠組みにとらわれない改革の推進

出資法人の中には、法律や国の方針等をもとに、全国的な枠組みとして各都道府県に設置されているものがありますが、出資法人の実態等から見直しが必要なものについては、そうした制度等の枠組みにとらわれることなく、国等関係団体に積極的に提案をするなど、あくまでも県民の視点に立って改革を進めます。

4 機動的な計画の見直しの実施

出資法人のあり方については、社会情勢等の変化に対応して適時に見直しを行う必要があることから、活動内容や経営の実態等を踏まえ、計画を機動的に見直して取組を進めます。

各出資法人に係る計画

1 公益財団法人 滋賀県環境事業公社

出資法人の基本的な方針						
「クリーンセンター滋賀」の運営について、平成 28 年度までは現中期経営計画に基づく取組を継続し、それ以降の施設運営のあり方については、平成 28 年度に県が策定する「第四次滋賀県廃棄物処理計画」で示す将来的な県の産業廃棄物処理の方向性を踏まえ、平成 29 年度以降を対象とした次期中期経営計画で定めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 現中期経営計画の目標を達成します。[出資法人]	中期経営計画に基づく取組の実施 →					<ul style="list-style-type: none"> 自己資本比率 平成 25 年度 28.7% → 平成 28 年度 50%以上
② 平成 28 年度に策定する第四次廃棄物処理計画において、県内の産業廃棄物の将来推計結果等を踏まえ、公的関与による産業廃棄物処分場の将来的なあり方について方向性を定めます。[県] 併せて、出資法人に対する県の支援のあり方等をこの作業の過程で検討します。[県]	基本調査の実施 →	次期廃棄物処理計画における方向性、県の支援のあり方等の検討 →				<ul style="list-style-type: none"> 県出えん額 平成 25 年度 9.5 億円 → 平成 28 年度 5.6 億円 将来的なあり方についての方向性決定および県の支援のあり方等の決定 平成 28 年度
③ 県が策定する第四次廃棄物処理計画の内容を踏まえ、次期中期経営計画を策定します。[出資法人]			次期中期経営計画の策定 →	次期中期経営計画に基づく取組の実施 →		<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成 28 年度
④ 廃棄物処理料金体系の再構築を行います。[出資法人]		料金体系の再構築 →				<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理料金体系の再構築 平成 27 年度
⑤ 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討を行います。[出資法人]		排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 →				<ul style="list-style-type: none"> 排水処理の効率化、次期施設整備計画の検討 平成 28 年度に策定する次期中期経営計画に反映

2 一般社団法人 滋賀県造林公社

出資法人の基本的な方針						
平成 23 年 成立の特定調停により債務を整理しましたが、林業採算性の悪化傾向に歯止めはかかっていません。一方で、森林の持つ水源涵養機能や県土保全機能等の発揮に対するニーズは増大傾向にあります。経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」に基づき、公益的機能の持続的発揮に配慮した効率的な森林整備の推進、収益性の高い木材の生産と販売を推進し、健全な公社経営を確保します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 次期中期経営改善計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期経営改善計画の策定 平成 27 年度 ・ 県の支援のあり方（方向性）等の決定 平成 27 年度
② 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採への影響を最小限にとどめるよう努めます。〔出資法人〕		取組方針の検討	取組の実施			
③ 水源涵養機能や県土保全機能等の持続的発揮に配慮しつつ、契約変更の状況も加味した効果的な伐採を行います。〔出資法人〕		契約変更の状況も加味した効果的な伐採の実施				
④ 平成 27 年度から始まる伐採に係る事業量等を勘案し、県の支援のあり方（方向性）等について検討します。〔県〕		県の支援のあり方等の検討	検討結果に沿った支援の実施			
⑤ 森林の状況や路網の整備状況を精査の上、定期的に事業地の採算性判定を実施し、その結果を踏まえて分収造林契約の変更等や効果的な伐採に向けて取り組みます。〔出資法人〕		採算性判定の実施	判定結果を踏まえた取組の実施			

3 公益財団法人 滋賀食肉公社

出資法人の基本的な方針						
食肉センターにおける HACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、県内外からの集畜を進め、と畜頭数の増加を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 食肉センターでと畜業務を行う株式会社滋賀食肉市場と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。〔出資法人〕		経営改善策の実施				<ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度事業活動収支の黒字化の達成 平成 28 年度 ・ 県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。〔県〕		研究会設置、県の支援のあり方等の検討	検討結果を踏まえた支援の実施			

4 株式会社 滋賀食肉市場

出資法人の基本的な方針						
食肉センターにおけるHACCP（高度な衛生管理）の運用により、消費者のニーズに対応した安全安心な畜産物の安定的な供給と県産食肉のブランド向上に努め、と畜頭数の増加を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 食肉センターの施設管理運営を行う公益財団法人滋賀食肉公社と連携し、県内外からの集畜によると畜頭数の増等の収益増加策や、と畜日の見直し等による管理経費の削減に取り組みます。〔出資法人〕			経営改善策の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・単年度損益の黒字化の達成 平成 28 年度 ・県の支援のあり方等の決定 平成 27 年度
② 県の支援のあり方等について、外部専門家を交えた経営研究会を設置して検討します。併せて、短期貸付の改善について検討します。〔県〕		研究会設置、県の支援のあり方等の検討	検討結果を踏まえた支援の実施			

5 公益財団法人 滋賀県文化振興事業団

出資法人の基本的な方針						
長年の経験により培った幅広いノウハウを活かすとともに、文化事業や希望が丘文化公園の社会教育事業の専門的人材を活かした事業展開を行い、収益の増加を図ります。併せて、文化事業に取り組む県内のもう 1 つの出資法人である（公財）びわ湖ホールと、当法人の文化芸術部門との統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 希望が丘文化公園の来園者数の拡大により収益の増加を図ります。〔出資法人〕			開園日、開園時間の拡大等			<ul style="list-style-type: none"> ・希望が丘文化公園の来園者数 平成 25 年度 834,120 人 → 平成 30 年度 930,000 人
② 法人の文化芸術部門と（公財）びわ湖ホールとの統合を含め、法人のあり方について方針を決定します。〔出資法人〕		方針の検討、調整、決定	方針に基づく対応			<ul style="list-style-type: none"> ・出資法人のあり方についての方針の決定 平成 27 年度
③ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕		文化行政における出資法人のあり方等の検討	検討結果を踏まえた対応			<ul style="list-style-type: none"> ・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

6 滋賀県土地開発公社

出資法人の基本的な方針						
「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」（平成26年3月策定）および第2期中期経営計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）に基づき、新名神高速道路用地取得や滋賀竜王工業団地分譲など主要事業を継続するとともに、引き続き長期未利用地の活用の取組や県等からの測量、用地取得等のあっせん事業の受託を推進します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 新名神高速道路用地の取得、滋賀竜王工業団地の分譲に取り組み、併せて県等からのあっせん事業を積極的に受託し、健全経営を目指します。〔出資法人〕	【新名神】 地図訂正、用地測量・調査		用地交渉			・新名神高速道路用地取得 平成25年度0% → 平成29年度80%
		【竜王】 造成工事	分譲地引渡し	残余地の活用方策の検討		・滋賀竜王工業団地分譲 平成30年度までを目途に分譲
② 公社所有の長期未利用地について、県が活用方策を公社とともに検討し、早期に買い戻すことにより短期貸付の縮小を目指します。〔県〕			具体的利活用方策の検討 早期買戻しによる短期貸付けの縮小			・中期経営計画の策定 平成30年度
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期経営計画の策定		

7 公益財団法人 淡海文化振興財団

出資法人の基本的な方針						
ファンドメニューの多様化、ファンドレイジングの強化により多様な資金調達に取り組み、自主財源の拡充に努めます。また、社会経済情勢の変化やニーズに対応した事業見直し（事業評価）に取り組み、多様な活動が効果的に展開できる経営を目指します。						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
① 民間寄付による基金である「未来ファンドおうみ」のメニューの多様化、賛助会員制度の導入等により、多様な資金調達に取り組みます。〔出資法人〕	中期経営計画の策定		賛助会員制度導入			・賛助会員数 平成26年度0人 → 平成30年度300人
			ファンドレイジングの強化			
② 「未来ファンドおうみ」の助成事業、おうみ未来塾のあり方の見直しのほか、人材育成や活動成果の公表等、各種の事業見直しに取り組みます。〔出資法人〕	中期経営計画の策定		活動成果のインターネットによる公表			・助成事業および未来塾のあり方見直し
			助成事業のあり方見直し	結果の反映		・(仮称) 滋賀県市民活動活性化研究会の設置、検討 平成27年度
			未来塾のあり方見直し	結果の反映		
			マネジメント人材育成、事務力強化、相互交流の場の提供			
③ (仮称) 滋賀県市民活動活性化研究会を設置して多様な主体との協働促進、中間支援組織等の育成・強化を図り、より効率的な事業実施体制を整備します。〔県〕		(仮称) 滋賀県市民活動活性化研究会の設置	事業展開			

8 公益財団法人 びわ湖ホール

出資法人の基本的な方針						
我が国の舞台芸術の水準を向上させる牽引力のあるトップレベルの劇場を目指すとともに、県民の誰もが気軽に訪れることができる親しみやすい劇場を目指し、また、劇場等や演奏団体との相互連携、地域における実演芸術の振興、人材の養成・確保、学校教育との連携などに積極的に取り組むことで、利用者の拡大による自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 魅力的な事業を展開し、友の会会員の拡大を図ります。〔出資法人〕		企業訪問の強化・HPの刷新等				・特別会員口数 平成 25 年度 107 口 → 平成 30 年度 160 口以上
② 事業評価等を活用し、自主事業の入場率の拡大を図ります。〔出資法人〕		公演内容の充実、効果的情報発信				・自主事業の入場率 過去 10 年間での平均 79.0% → 毎年度 80 %以上
③ (公財) 滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門との統合(検討中)や他団体等との連携により、それぞれのノウハウやチャネルなどを活用し、効果的な運営を図ります。〔出資法人〕		舞台芸術振興に向けた幅広い連携の模索				・他団体等連携事業数 平成 25 年度 8 事業 → 毎年度 10 事業以上
		他団体等連携事業の推進				
④ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度
⑤ 県の文化行政における出資法人のあり方、県の支援のあり方等について検討します。〔県〕		文化行政における出資法人のあり方等の検討	検討結果を踏まえた対応			・県の文化行政における出資法人のあり方等の決定 平成 27 年度

9 公益財団法人 国際湖沼環境委員会 (ILEC)

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度策定の経営改善計画に基づき、環境教育出前講座や水・環境系学会等との連携事業など ILEC の知名度向上に向けた新規事業を実施するとともに、世界湖沼会議の収支改善を図るなど、財団の効率性や財務状況の改善に努めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 施設運営管理費を縮減します。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		支出の縮減			・運営管理費 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 200 万円以上の縮減
② 専門性を発揮して JICA や県が実施する海外技術協力事業等の受託に努めます。〔出資法人〕	経営改善計画の策定		受託収入の増加			・受託収入 毎年度 平成 19 年度から平成 23 年度までの平均より 100 万円以上の増収
③ 次期中期経営改革方針を策定し、目標を定めて事業を実施します。〔出資法人〕			次期中期経営改革方針の策定	取組の実施		

10 公益財団法人 滋賀県緑化推進会

出資法人の基本的な方針						
<p>現在、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しています。引き続き、次の方針に基づき運営します。</p> <p>①自主・自立性のある経営を維持・継続する。 ②県民等の意向を尊重しつつ、県行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施および個別事業の見直しを行う。 ③公益財団法人として透明性の高い経営を推進する。</p>						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① インターネットを活用した募金、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大します。〔出資法人〕		普及・啓発活動等による緑化意識の向上				<ul style="list-style-type: none"> ・緑の募金額 平成 25 年度 44,706 千円 → 毎年度 60,000 千円 ・中期経営計画の策定 平成 30 年度
② 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期経営計画の策定		

11 公益財団法人 糸賀一雄記念財団

出資法人の基本的な方針						
<p>財団の自主的・主体的な運営に向けた対応として、独自事業、賛助会員の拡大等による自主財源の確保、他団体との連携協力による事務局体制の強化などについて平成 27 年度に経営計画を策定し、平成 28 年度以降取り組みます。</p>						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・賛助会員数 平成 30 年度において平成 26 年度より増加
② 若い人や福祉関係以外の人に対する発信力の強化、福祉現場や研究者などにとって魅力的な事業の展開など、表彰事業以外の独自の取組について検討を進め、賛助会員の拡大を図ります。〔出資法人〕		発信力の強化、魅力的な事業の展開				
		賛助会員の拡大				
③ 財団の周知について、SNS の活用等による効果的な情報発信を図ります。また、財団事業の企画・運営について他団体との連携協力体制を整え、効率的な事業展開を図ります。〔出資法人〕		他団体との協力体制の構築				
④ 県の呼びかけにより多くの団体・個人からの寄付を得て財団が設立された経緯を踏まえ、財団運営等に対する協力を広く関係者に働きかけるとともに、財団が進める検討や取組に積極的に参画・協力します。〔県〕		出資法人の行う検討等への積極的参加・協力				
		関係者への財団運営等に対する協力の働きかけ				

12 一般財団法人 滋賀県動物保護管理協会

出資法人の基本的な方針						
平成 35 年度に収容頭数を半減するとの県の目標を踏まえ、今後重要となる終生飼育や災害時のペット同行避難に係る飼養者等への啓発活動に重点をおいた事業を実施することを通じて、賛助会員を拡大するなどし、自主財源の確保を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 普及啓発活動の拡大 終生飼養、災害時のペット同行避難に係る飼養者への啓発活動を強化し、賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]			賛助会員の募集			・賛助会員数 平成 26 年度 135 → 平成 30 年度 180
		方針の決定	普及啓発活動の実施			・啓発活動 平成 25 年度 29 回（災害時ペット同行避難に係る啓発 0 件） → 平成 28 年度以降 毎年度延べ 80 回実施

13 公益財団法人 滋賀県生活衛生営業指導センター

出資法人の基本的な方針						
自主衛生管理に係る啓発事業、金融および経営に通じた職員による経営相談、生活衛生同業組合に対するセンターの専門性を発揮した指導助言等を重点的に行うことを通じて、関係者等からの出資による経済的基盤の強化を図ります。併せて、自主財源の確保策の検討を行います。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施			・中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 事業者における自主衛生管理を推進するとともに、経営健全化等に係る支援業務を強化し、新規開設者のためのマニュアルの作成や相談・指導業務の充実を図ることを通じて、関係者等による出資の拡大に取り組みます。併せて、自主財源の確保のため、自主事業の拡大について検討します。[出資法人]			出資の拡大のための働きかけ			・県以外の者からの出資の比率 平成 26 年度 60% → 平成 30 年度 70%
	理美容、食品事業者のマニュアル作成	クリーニング業のマニュアル作成	旅館業のマニュアル作成	相談・指導業務の充実		

14 公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

出資法人の基本的な方針						
平成 26 年度末に策定する「第三期中期経営計画」（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、外部資金等の獲得その他の効率的な運用を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 国等の外部資金や補助金、助成金等の積極的な獲得に努め財務基盤の安定を図るとともに、中小企業等の支援に活用します。〔出資法人〕			支援、申請			<ul style="list-style-type: none"> 研究開発プロジェクト申請件数 平成 26 年度 6 件 → 平成 27 年度から平成 30 年度までに 28 件
② 第三期中期経営計画での目標の達成〔出資法人〕	第三期中期経営計画の策定		中期経営計画に基づく取組の実施			

15 公益財団法人 滋賀県陶芸の森

出資法人の基本的な方針						
陶芸の森の施設が持つ機能と、これまで培ったノウハウやネットワークを十分活用し、陶芸の森から信楽のまちなかへの人の誘導、世界に向けた情報の発信、次世代の陶芸ファンの育成等を通じて、利用者の拡大等による自主財源等の拡充や事業の効果的な実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 各種イベント誘致、展覧会の開催、子どもたちの作陶体験事業、アーティスト・イン・レジデンス事業での国際的ネットワークの構築、適切な公園の維持管理等を実施し、利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕			講座やイベントの開催等			<ul style="list-style-type: none"> 来園者数 平成 25 年度 338,391 人 → 平成 30 年度 35 万人/年 中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			

16 公益社団法人 びわこビジターズビューロー

出資法人の基本的な方針						
滋賀県における「観光交流」の振興を担う中核的組織として、「観光交流を通じて活力ある地域社会の実現を目指す」という基本方針に沿った取組を展開することを通じて、自主財源の拡充と事業の効率的な実施を図るとともに、公益社団法人として透明性の高い経営を推進します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 会費の見直し、広告収入の確保、事業負担金の拡大を図り、自主財源の拡充に取り組みます。〔出資法人〕		会費の見直し、広告募集、事業負担金の拡大				<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの広告収入 平成 30 年度において平成 25 年度より 50%増 ・会員数 平成 30 年度において平成 25 年度より 5%増
② 平成 27 年度を始期とする中期経営計画に基づき、引き続き民間の意見を取り入れ、経営感覚を活かした運営を行います。〔出資法人〕	中期経営計画の策定	中期経営計画に基づく取組の実施 会員同士の連携の強化等				
③ 社団法人として自立的な運営を促すため、観光事業者の自主的、積極的な参画を考慮した効率的な事業展開を支援します。〔県〕		魅力ある事業展開の提案と支援				

17 公益財団法人 滋賀県国際協会

出資法人の基本的な方針						
自主財源の拡充に努めるとともに、事業の見直しや他団体と連携した事業の実施等により、経費節減および効果的な事業の実施を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・他の助成団体との連携による事業の実施 平成 27 年度から開始
② 民間団体活動促進事業について、自主財源での団体助成に代えて、他の助成団体と連携した効率的な事業を実施するよう見直します。〔出資法人〕		事業の見直し				
③ 他団体との連携や県民ボランティアの参画等を考慮した効果的、効率的な事業展開を支援します。〔県〕		事業の提案、支援の実施				

18 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社

出資法人の基本的な方針						
設立以来、出資以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用実績も拡大していることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者の雇用を行います。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 出資法人における重度障害者の多数雇用を維持します。[出資法人]		重度障害者の雇用 →				<ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用者数（かつこ内は重度障害者） 平成 26 年度 31 人(21 人) → 平成 30 年度 33 人(22 人)
② 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う雇用促進のための啓発事業に積極的に協力します。[出資法人]		実習や見学の受入れ、講演等の啓発活動の継続 →				

19 公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金

出資法人の基本的な方針						
次代を担う優れた農林漁業の人材の確保育成と農用地の利用の効率化および高度化等を推進する活動を、県や関係機関等と連携しつつ、より効果的、効率的に実施します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定 →	中期経営計画に基づく取組の実施 →			<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の策定 平成 27 年度 参加者負担金等の導入 平成 27 年度 農地中間管理事業に係る、関係機関と連携した効果的、効率的な事業の実施 平成 27 年度から開始
② 参加者負担金等を導入し、自主財源を拡充します。[出資法人]		参加者負担金等の導入 →				
③ 就農者等の育成・確保に係る事業について、より効果的な実施に向けて見直しを行います。[出資法人]		事業の見直し →	見直し結果の反映 →			
④ 農地中間管理事業について、関係機関等との協議を進め、効果的、効率的な業務を実施します。[出資法人]		関係機関と連携した事業の実施 →				

20 一般社団法人 滋賀県畜産振興協会

出資法人の基本的な方針						
関係機関および会員との連携を一層強化し、国の補助委託事業を活用して各種施策を推進する観点から、運用型基金の活用方策や畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制を検討します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 運用型基金の有効活用方策（補助金制度への変更等）を検討します。〔出資法人〕		有効活用方策の検討	→	有効活用方策の実施	→	・運用型基金の活用方策の決定 平成 28 年度
② 畜産農家に対する効果的・効率的な指導支援体制（既存事業の見直し、事務局受託畜産 5 団体への支援体制の見直し等）を検討します。〔出資法人〕		効果的・効率的な指導支援体制の検討	→	検討結果の反映	→	・畜産農家に対する指導支援体制の決定 平成 28 年度

21 公益財団法人 滋賀県水産振興協会

出資法人の基本的な方針						
県の栽培漁業基本計画に基づき、県および関係団体と連携を密にして、協会施設（琵琶湖栽培漁業センター等）を最大限に活用して稚魚の効果的かつ効率的な生産・放流を行います。また、湖辺の農業者の協力を得た資源添加と放流魚の再生産効果に主眼をおいた事業を推進して、効率的な水産資源の増大に取り組みます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定し、これに基づく取組を実施します。〔出資法人〕 ・ 種苗の効率的生産と余剰種苗の分譲により、自主財源を拡充します。 ・ 基幹事業であるニゴロブナおよびホンモロコいの増殖事業について、県と連携し、水田の活用促進により資源培養の効率化を図ります。 ・ 再生産効果の高い放流方法を検討し、効率的な再生産の増大を図ります。		中期経営計画の策定	→	中期経営計画に基づく取組の実施	→	・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・分譲による収入 平成 30 年度において平成 26 年度より増加 ・資源増殖、再生産の効率化

22 公益財団法人 滋賀県建設技術センター

出資法人の基本的な方針						
<p>公共工事の品質確保等を目的とした法令が改正され(平成26年6月)、適正化指針(平成26年9月閣議決定)では、市町等への積極的な協力、支援や、発注関係事務を適正に実施できるよう外部機関の活用と言及されたところです。また、道路法改正等に伴う「橋梁等点検」が義務付けられ、市町からセンターへの支援要請があることから、センターの体制整備や職員の資質向上を図りつつ、市町への業務支援の充実を図り、引き続き自立性のある経営を維持します。</p>						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
<p>① 橋梁等点検業務や積算等、市町からの受託の拡大を図ります。〔出資法人〕 また、市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実を図ります。</p>		<p>受講者アンケートの実施</p>	<p>市町支援業務の充実</p> <p>研修への反映、充実</p>			<ul style="list-style-type: none"> 橋梁等点検業務受託市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町 経常収益に占める市町からの積算等の受託収益の割合 平成25年度 14% → 平成30年度 50%以上
<p>② 橋梁点検結果の適正な管理に資する橋梁データベースシステムを構築し、市町との情報共有を図ります。〔出資法人〕</p>		<p>システムの構築</p>	<p>市町との情報共有</p>			<ul style="list-style-type: none"> 研修受講者に占める市町職員の割合 平成25年度 25% → 平成30年度 30%以上
<p>③ 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕</p>			<p>次期中期経営計画の策定</p>	<p>次期中期経営計画に基づく取組の実施</p>		<ul style="list-style-type: none"> システム利用市町数 平成25年度 0市町 → 平成30年度 15市町(橋梁点検受託市町のすべて) 中期経営計画の策定 平成28年度

23 滋賀県道路公社

出資法人の基本的な方針						
<p>琵琶湖大橋有料道路については、現許可における料金徴収期間は平成33年度までですが、財務状況のみで判断すると既に償還が可能な状況にあります。今後の建設有料事業の運営と維持管理について、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」の「まとめ」を参考に県として方針を示すこととしており、当該方針を踏まえて対応します。</p>						
具体的な取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標
<p>① 現在検討を進めている琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針を踏まえて対応します。〔出資法人〕</p>	<p>琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針決定</p>		<p>琵琶湖大橋有料道路のあり方の方針の内容を踏まえて対応</p>			

24 公益財団法人 滋賀県体育協会

出資法人の基本的な方針						
生涯スポーツの充実と競技力の総合的な向上を図るため、幼児から高齢者までの利用者が満足できる質の高い事業を実施するとともに、県と共に滋賀県競技力向上対策本部の中核として、本県の競技力向上を図ることを通じて、指定管理施設の利用者の拡大や賛助会員の拡大等により自主財源を拡充し、併せて経費縮減を進めます。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 次期中期経営計画を策定します。〔出資法人〕		次期中期経営計画の策定	次期中期経営計画に基づく取組の実施			・ 中期経営計画の策定 平成 27 年度
② 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充します。〔出資法人〕		指定管理施設でのスポーツ振興事業等の拡大、見直し				・ 指定管理施設の利用者数 平成 25 年度 933 千人 → 平成 30 年度 938 千人
			賛助会員の募集			・ 賛助会員数 平成 25 年度 196 → 平成 30 年度 225
③ 安全、快適で県民から信頼される施設運営に努めるため、研修会、講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設の利用者の拡大を図ります。〔出資法人〕			研修等への職員の積極的参加			・ 維持管理費 平成 30 年度において平成 26 年度より縮小
④ 業務の見直しや新電力への移行を行った事業所の検証を行い、さらに LED 導入などを検討し、維持管理費の削減を目指します。〔出資法人〕		新電力への移行(1 施設)・LED 導入検討	委託業務の見直し、共通業務の一括管理の検討			
⑤ 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施します。〔県・出資法人〕	競技力向上基本計画策定、対策本部設置	競技力向上対策本部の運営 競技力向上推進計画策定		選手の育成強化指導体制の充実、拠点の構築等		

25 公益財団法人 滋賀県文化財保護協会

出資法人の基本的な方針						
これまで培ってきた信頼や人材、ノウハウを活かして、公共事業等に伴う発掘・整理調査の受託による経営の安定や、指定管理施設の利用者の拡大により自主財源の拡充を図ります。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 安土城考古博物館の入館者数の減少傾向に歯止めをかけるべく、考古と城郭・信長に関する他館にはない魅力のある企画・展示等を実施します。〔出資法人〕			独自性のある企画・展示等の実施			・ 年間入館者数 平成 25 年度 44,343 人 → 平成 30 年度 5 万人
② 次期中期計画を策定します。〔出資法人〕				次期中期計画の策定	次期中期計画に基づく取組の実施	・ 中期計画の策定 平成 29 年度

26 公益財団法人 滋賀県暴力団追放推進センター

出資法人の基本的な方針						
平成 25 年 2 月に国家公安委員会から適格都道府県センターに認定され、暴力団組事務所の使用差止請求訴訟をセンターの主導で行う体制が整ったことから、今後とも警察との連携を密にし、暴力団組事務所撤去活動の積極的推進を通じて賛助会員を拡大することで、自主財源の拡充による経営の自立を目指します。						
具体的な取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	目 標
① 新たに中期経営計画を策定します。[出資法人]		中期経営計画の策定 →	中期経営計画に基づく取組の実施 →			<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画の策定 平成 27 年度 ・賛助会員数 平成 25 年度 249 社 → 平成 30 年度 300 社
② 事業所等における講習のニーズに対応し、警察と連携した講習の実施等を通じて賛助会員の拡大を図ります。[出資法人]			各種事業を通じた賛助会員の募集 →			

取組項目	経営方針 3	(2)	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部 下水道課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (流域下水道事業)			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

下水道事業については、地方公営企業法上、任意適用とされていますが、使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本としているため、本来は企業会計を導入することが望ましく、従来から総務省および国土交通省は法適化を推奨しています。

また、包括外部監査においては、2回にわたり、流域下水道事業に地方公営企業法の適用について指摘を受けています。

さらに、県内市町においては、平成 30 年度までに大半の市町が法適化を予定しているため、多額の市町負担金を県に納入する関係上、県と市町の双方が法適化することによって真に経営の透明化を確保する必要があります。

以上のことから、平成 26 年度は、適用にあたって必要となる経費、期間等にかかる情報の収集を行い、基本計画策定を行っているところです。

そうした中で、平成 26 年 8 月 29 日に総務省自治財政局から、将来の法適用義務化を見据えて「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」が示され、法適化を強く推進する方向が打ち出されました。さらに、平成 27 年 1 月 27 日に同省から法適化経費を公営企業債の対象とすることが通知され、国の財政支援が強化されました。

これらを受けて、未適用の道府県はそれぞれ、法適化に向けた作業に着手しています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

琵琶湖流域下水道事業執行のより一層の透明性を図り、健全な経営を促進するため公営企業会計に移行します。移行にあたっては、琵琶湖流域下水道各処理区の経営計画期間との整合を図り、できるだけ早期に法適化します。また、法適化後の組織のあり方についても併せて検討します。

(2) 具体的な取組内容

新①固定資産調査および評価

資産を適正に減価償却できるよう実地調査を行い、これを評価します。

新②公営企業会計への移行準備

公営企業会計への移行準備として、条例・規則・規程等の策定、開始貸借対照表の作成、初年度予算編成ならびに打切り決算を行います。

新③システム構築

会計システムおよび資産管理システムを構築するとともに、固定資産データの登録を行います。

(3) 目標

- ・平成 31 年度当初の公営企業会計への移行

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本計画策定	情報収集・計画				
①固定資産調査 および評価		工事取得財産の実地調査・整理、資産評価			
②公営企業会計 への移行準備			条例・規則・規定等作成、予算・決算		
③システム構築			システム仕様検討	会計・資産システム構築	

取組項目	経営方針 3	(2)	担当部課 (室)名	総務部 事業課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (公営競技事業)			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

びわこボートレース場は、昭和 27 年 7 月の開設以来、平成 26 年で 62 年が経過し、この間、約 935 億円を一般会計に繰り出しています。

売上金の推移は、平成 2 年度の約 518 億円をピークに平成 25 年度は約 286 億円となり、売上金の減少とともに繰出金が減少し、施設整備基金も枯渇しています。また、平成 44 年度まで続く新スタンド整備の起債償還が経営を厳しいものとしています。

売上の減少は、景気の低迷やファンの高齢化による来場者の減少などが主な原因です。このため、経費の削減、本場の来場促進、電話投票の拡大、専用場外発売場 (BP 京都やわた) の開設などを実施してきました。

平成 26 年度は、経営を安定的に行い、県財政への貢献という公営競技の使命を果たし続けるため、平成 27 年度から 5 年間の中期経営計画を策定します。

年度	日数	売上金額(円)		入場者数(人)		一般会計への繰出金(円)		基金残高(円)
		売上金額	前年比	入場者数	前年比	繰出金	前年比	
H 1	156	48,520,381,900	121.5	748,759	105.8	3,200,000,000	106.7	8,696,088,924
H 2	156	51,827,153,200	106.8	702,845	93.9	4,700,000,000	146.9	10,026,232,924
H 3	156	51,426,209,500	99.2	729,733	103.8	4,400,000,000	93.6	12,020,732,484
H 4	156	46,473,863,600	90.4	710,672	97.4	3,820,000,000	86.8	13,386,108,484
H 5	156	40,667,031,800	87.5	673,062	94.7	3,000,000,000	78.5	13,155,148,539
H21	156	21,188,756,500	72.0	320,557	94.5	10,000,000	50.0	50,999,662
H22	146	24,009,888,600	113.3	282,226	88.0	0	0.0	1,182,268
H23	166	24,421,160,200	101.7	327,466	116.0	10,000,000	皆増	1,185,058
H24	168	23,256,714,300	95.2	302,225	92.3	50,000,000	500.0	1,189,156
H25	174	28,629,153,000	123.1	301,707	99.8	60,000,000	120.0	1,192,174

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

中期経営計画に基づき、①売上の向上、②効率的な開催運営、③施設整備基金への積立、④安全で快適な施設管理、⑤地方公営企業法の適用の 5 項目を重点プロジェクトとして推進し、経営を安定的に行うことにより一般会計への繰り出しを行い、県財政へ貢献するという公営競技の使命を果たします。

(2) 具体的な取組内容

①売上の向上

当场から望む景観の良さや、周辺の名所旧跡などの観光資源等を組み合わせたボート観戦ツアーなどにより来場促進を図りつつ、電話投票に軸足を置いた様々な施策を実施することにより売上を向上させ、収益の確保を図ります。

②効率的な開催運営

外向発売所の整備やコンパクトな発売体制の構築等により、効率的な開催運営を目指します。

③施設整備基金への積立

起債の償還や施設の修繕、不測の事態に備えるため、収益の一部を基金へ積み立てます。

④安全で快適な施設管理

施設や設備の維持管理については、緊急度や老朽度に応じて計画的に対応します。



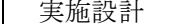
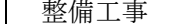



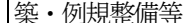
⑤地方公営企業法の適用

平成 30 年度からの地方公営企業法の適用に向けて、27 年度に基本方針の策定、28 年度に資産調査、29 年度に例規の整備等、業務を計画的に進めます。

(3) 目標

- ・平成 27 年度から 30 年度の 4 年間で 310,000 千円の一般会計繰出金を確保

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
中期経営計画の策定	計画策定 				
①売上の向上 (電話投票)		電話投票売上向上施策の実施 			
②効率的な開催 運営 (専用外向発売 所の整備)		実施設計 	整備工事 	開設	
③施設整備基金 への積立	積立	積立			積立
④安全で快適な 施設管理		計画的な施設管理の実施 			
⑤地方公営企業 法の適用		基本方針の決定 	資産調査 ・評価 	会計システム構 築・例規整備等 	適用

取組項目	経営方針 3 (2)	担当部課 (室)名	企業庁 総務課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (工業用水道事業・水道用水供給事業)		

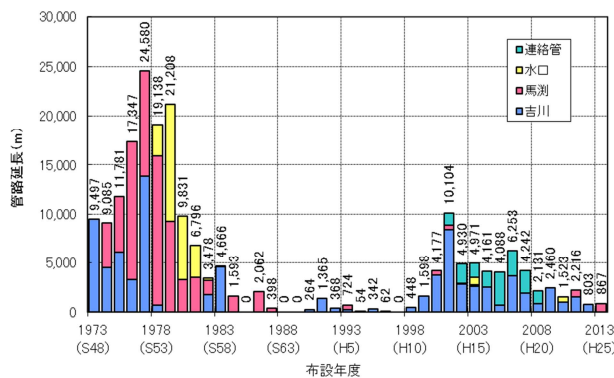
1. 現状、課題、これまでの取組状況

企業庁は、平成 23 年に水道用水供給事業の事業を統合し、4 浄水場の 24 時間運転管理を吉川浄水場に集中して実施するとともに、水道ビジョンと経営計画を策定し、組織のスリム化、動力費などの維持管理コストや支払利息の削減など、経営基盤の強化に取り組んでいます。

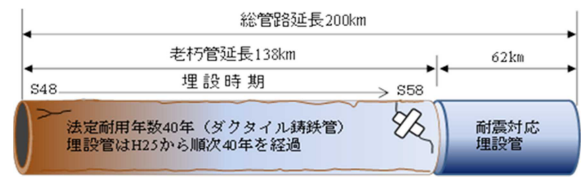
吉川浄水場に地震による液状化で甚大な被害が危惧されるほか、経済成長期に整備を行った水道施設の老朽化が進んでおり、水需要が減少する中、耐震対策や管路更新事業を着実に実施するために必要な財源を確保することが課題となっています。

現在、アセットマネジメントの手法により、財政収支計画等を踏まえた長期施設整備計画（以下「アセットマネジメント計画」という。）の策定を進めています。水道事業運営を持続可能とするためには、将来にわたって経営基盤の健全性を維持する必要があります。

■既設管路布設年度別表(水道用水供給事業)



■管路の耐震化



平成 25 年度 水道用水管路耐震化率 30.7%

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

アセットマネジメント計画に基づき、適正な財源の裏付けを有する効果的、計画的な投資を行うことで、水道施設全体のライフサイクルコストを低減し、将来にわたって施設・財政両面で健全性を維持します。信頼性の高い事業運営を持続し、より安全・安心な水道を次世代に継承します。

(2) 具体的な取組内容

①計画的な事業運営と進行管理

「滋賀県企業庁水道ビジョン」を事業運営の指針とし、実施計画である経営計画(H23～H27)に基づいて事業を推進します。また、長期施設整備計画と整合する次期経営計画(H28～H32)を策定し、具体的な到達点や定量的な目標を設定します。

期中および期末に、課題の整理、分析・評価、対応策を検討、必要な見直しを行い、PDCAサイクルによる目標管理を徹底します。

②適切な維持管理と効果的な施設整備の推進

(ア)適切な維持管理の推進

設備保全システムと管路管理システム等を活用し、点検・整備等の維持管理を適切に実施し、長寿命化を図ることで、トータルコストを削減し、併せて危機管理体制を強化します。

(イ)効率的・効果的な施設整備の推進

重要度、優先度、投資の平準化を踏まえた長期施設整備計画に基づき、耐震対策や管路更新事業を着実に実施するため、液状化が危惧される吉川浄水場は水道用水浄水施設の半系統の新設に着手します。水道サービスの持続に不可欠な整備を行うことで、水質管理の強化も実現し、安全・安心な水道を次の世代に引き継ぎます。

③経営基盤の強化

省エネ計画に基づくエネルギー削減の取組や、委託業務の拡充、また企業債充当率の見直しなど、経費削減、一層の合理化に努め、経営基盤の強化を図ります。

給水量の減少が避けられない中、将来において事業収入の実情に即した料金体系の適正化を図る方策を検討します。検討にあたっては、受水市町、受水企業と十分な意見交換を行うなど、関係機関と調整を図りながら進めます。

(3) 目標

- ・アセットマネジメント計画の策定 平成 27 年度
- ・耐震対策事業の実施
平成 29 年度 吉川浄水場新設(耐震)工事着工 (平成 32 年度完了)
- ・水道用水管路耐震化率
平成 26 年度 31.3% → 平成 30 年度 35.0%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール



取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①計画的な事業運営と進行管理	計画的な事業の実施と評価・見直し	P D C A サイクルによる目標管理			
		アセットマネジメント計画策定 次期経営計画策定	↑		
②(ア)適切な維持管理の推進	システムの活用による維持管理	計画的な予防保全工事 (→長寿命化)			
②(イ)効率的・効果的な施設整備の推進	アセットマネジメント計画検討	アセットマネジメント計画策定	計画的な耐震対策・管路更新事業の実施		
③経営基盤の強化	経費削減、合理化等の取組				
	(水道用水供給事業)平成 28 年料金改定協議	受水市町との協議	料金体系の適正化の検討	受水市町・企業との調整	

取組項目	経営方針 3	(2)	担当部課 (室)名	病院事業庁 経営管理課
	⑦公営企業の経営基盤の強化、自主性拡大 (病院事業)			
1. 現状、課題、これまでの取組状況				
<p>滋賀県病院事業は、平成 18 年 4 月に地方公営企業法を全部適用するとともに、中期計画を策定し病院改革に取り組んでいます。</p> <p>現在は第 3 次中期計画に基づき、高度医療・全県型医療等の推進および経営基盤の強化に取り組んでいるところであり、平成 26 年度には、成人病センターの新病棟の建設に着手し、また平成 24 年度および平成 25 年度決算において、経常収支の黒字化を達成しました。</p> <p>しかしながら、経営環境は依然として厳しく、今後、国においては医療制度改革も進められます。このような状況のもと、国の動向に適切に対応し、高度専門医療や全県型医療等の推進など県立病院としての役割を果たすとともに、中長期的な経営基盤の確立を図る必要があります。</p>				
2. 計画期間中における取組				
(1) 基本的な考え方				
<p>病院機能の強化により高度医療・全県型医療等を推進するとともに、経営基盤の強化を図ります。</p> <p>国の医療制度改革等の動向に適切に対処するとともに、2025 年問題に対する取組を強化するため、県立病院の機能のあり方および地方独立行政法人化を含め運営形態の見直しについて検討します。</p>				
(2) 具体的な取組内容				
① 第 3 次中期計画に基づく取組の推進				
<p>平成 26 年度は 5 か年にわたる第 3 次中期計画の中間年にあたることから、県立病院を取り巻く環境の変化を踏まえるとともに、次に掲げる事項を採り入れて中期計画の見直しを行い、取組内容のさらなる強化、拡充を図り、以降、計画に基づく取組を確実に推進してきます。</p>				
(ア) 高度医療・全県型医療等を推進するための病院機能の強化				
<p>2025 年を見据え、県民の誰もが望ましい健康を得られるよう、高度医療の提供および全県型医療等のさらなる展開に向けて病院機能の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院機能再構築とセンター改築事業の実施 ・全県型遠隔病理診断ネットワークの構築 ・聴覚・コミュニケーション医療センター構想の推進 ・小児保健医療センター将来構想の検討 等 				
(イ) 安定的な経営基盤の構築に向けた収支の改善				
<p>バランススコアカード(BSC)を活用して、医療の質を高めつつ経営改善に取り組み、安定的な経営基盤に立った自主・自律の病院経営を推進します。</p> <p>(主な取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的なベッドコントロールと退院調整の円滑化による適時適切な入院の受け入れ ・新たな施設基準の取得、診療報酬の的確な請求 ・医薬品の共同購入や診療材料の費用の抑制、委託事業の見直し 等 				
新② 県立病院のあり方検討および第 4 次中期計画の策定・取組の推進				
<p>地方公営企業法の「全部適用+ (プラス) ※」の導入による効果・実績を分析し、国の医療制度改革や公立病院改革の動向・他の自治体における地方独立行政法人化の状況も踏まえ、県立病院に求められる役割を今後も果たすことができるように、県立病院のあり方について検討して、次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく取組を推進します。</p>				
<p>※「全部適用+ (プラス)」とは、地方独立行政法人制度の長所である中期目標・中期計画の策定による目標管理、外部評価制度の導入や積極的な情報公開を取り入れた滋賀県独自の全部適用方式</p>				

(3) 目標

- ・ 第3次県立病院中期計画目標の達成
- ・ 第4次県立病院中期計画の策定（平成28年度中）および計画目標の達成

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①第3次中期計画に基づく取組の推進	中間見直し	見直し後の第3次中期計画に基づく取組の推進			
②県立病院のあり方検討および第4次中期計画の策定・取組の推進		県立病院のあり方検討	第4次中期計画の策定	第4次中期計画に基づく取組の推進	

取組項目	経営方針 3 (3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	①建築物におけるファシリティマネジメントの推進		

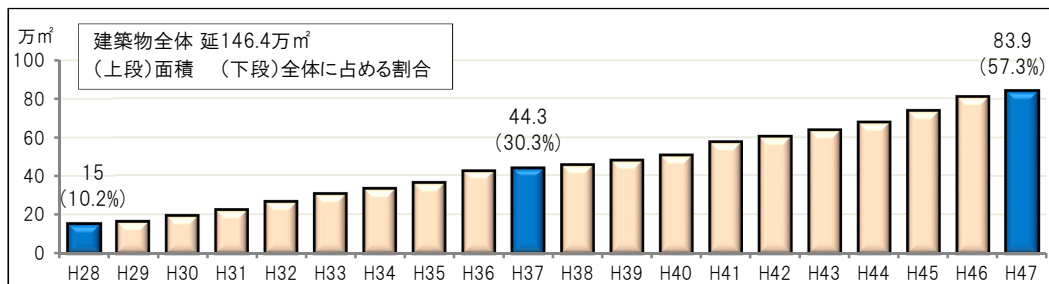
1. 現状、課題、これまでの取組状況

公の施設については、平成 17 年度から施設のあり方の検討に着手し、「公の施設見直し計画」に基づき、施設の廃止、移管・売却、抜本的見直し等の取組を進めてきました。また、県立高等学校についても、平成 24 年 12 月に策定した「県立高等学校再編計画」に基づく取組を進めています。

こうした取組により、公の施設については、量的な見直しが一定進みましたが、一方、庁舎や学校も含めた県有建築物の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が県政の新たな課題となっています。

このため、平成 26 年 5 月に「滋賀県県有施設利活用基本指針」を策定し、ファシリティマネジメントの取組を推進しています。

建築後 50 年以上の建物の面積の状況(見込)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

「県有施設利活用基本指針」に基づき、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱としたファシリティマネジメントの取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減・平準化を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①施設総量の適正化

人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズの変化を踏まえ、施設総量の適正化を図るため、平成 26 年度に実施した「施設評価」に基づき、施設の廃止、統合等に向けた検討や関係機関等との調整を進めます。

新②施設の長寿命化

平成 26 年度に策定した「長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設において、「長期保全計画 (計画期間 30 年)」を順次策定し、中長期的かつ計画的に予防保全工事を実施することにより、建物の使用期間の延伸を図ります。

また、「施設点検マニュアル」に基づく施設の点検を定期的を実施し、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことにより、施設の長寿命化を図ります。

新③施設の計画的な更新

長寿命化対策を講じない施設については、将来の財政状況の見通しも踏まえながら全庁的に更新事業の実施時期の調整 (優先順位付け) を行った上で「更新計画」として取りまとめ、更新経費の平準化と計画的な事業推進を図ります。

(3) 目標

- ・施設評価の実施による施設総量の適正化
- ・長寿命化対象施設における「長期保全計画」策定率
平成 26 年度 0% → 平成 29 年度 100%
- ・「更新計画」の策定 平成 27 年度

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①施設総量の適正化	「施設評価」の実施	施設評価結果に基づき廃止・統合等の検討・調整			
		→			
②施設の長寿命化	県有施設長寿命化ガイドラインの策定	長期保全計画の策定(第1次・第2次)	予防保全の実施		
		→	→		
	長期保全計画の策定(第3次)	予防保全の実施		→	
	→	長期保全計画の策定(第4次)	予防保全の実施		→
施設点検マニュアルの策定	施設点検マニュアルに基づく点検実施				
	→				
③施設の計画的な更新	全庁的な対応方針の検討	更新対象施設の全庁的な実施時期の調整			更新計画の見直し
		更新計画の策定	計画的な更新の実施		
		→			→

取組項目	経営方針 3 (3)	担当部課 (室)名	琵琶湖環境部 下水道課 森林保全課 農政水産部 耕地課 農村振興課 土木交通部 道路課 砂防課 都市計画課 住宅課 流域政策局 企業庁 総務課
	②インフラ施設におけるアセットマネジメントの推進		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

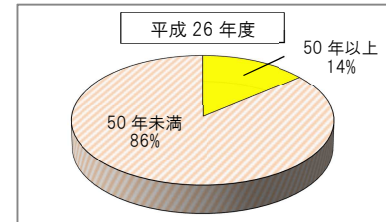
①道路施設

【橋梁】

15m以上の橋梁のうち建設後50年経過の橋梁は全体の約14%ですが、20年後には全体の約55%となり、橋梁の高齢化が急速に進行します。

増大が見込まれる修繕コスト縮減のため、劣化や損傷が顕在化する前に計画的・効率的に修繕する予防保全の考え方にに基づき、「橋梁長寿命化修繕計画」（対象：15m以上の橋梁）を平成23年度に策定し、補修対策を開始しています。

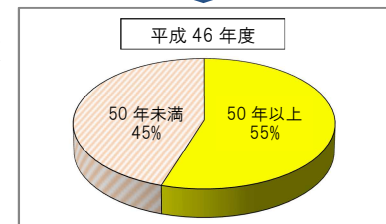
建設後50年を経過する橋梁(15m以上)



【トンネル】

平成18年度より本体の点検を実施していましたが、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故も踏まえ、緊急点検を実施し、不具合箇所の対応にも取り組んでいます。

また、平成26年度より定期点検が義務化されたことから、5年に1回の定期点検を行っています。



【その他道路施設等】

舗装路面については利用者の安全性確保や沿道住民に対する騒音対策など多種・多様化する性能が求められることや舗装修繕に係わる技術的事項の新たな指針の発刊も踏まえ、平成25年度に「滋賀県舗装補修ガイドライン(案)」を策定しています。

また、道路照明灯、標識は、第三者被害が予想される構造物は平成25年度に全国一斉に点検済みで、適宜必要な修繕を実施しています。大型カルバート、シェッド類、横断歩道橋、門型標識等は平成26年度からの定期点検の義務化に伴い、適宜必要な修繕を実施しています。

②砂防関係施設

本県の砂防関係施設は、古くは明治11年から施設整備がなされ、高度成長期初期の昭和30年を境に急速に整備が進み、それ以降、集中的に施設の建設が続けられてきました。

砂防関係施設(砂防えん堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊対策施設)は約5,200箇所にもなりますが、建設後50年以上の施設は、20年後には50%以上となり、老朽化の進行で補修や改築等の費用増が予想され、持続可能なメンテナンスサイクル構築に向けた取組が必要となっています。

全施設を対象とした詳細な点検・診断が困難な中、施設の安全性を落とさないよう、点検の管理基準を確保した上で、いかにして点検・診断を実施するかという点が課題となっています。

なお、国からの要請もあり、砂防関係施設の老朽化状況を把握するため緊急点検を実施しています。

③公園施設

県営都市公園は、6箇所あり、管理面積は計274haに及んでいます。うち4公園が開設後20年を超え、施設の高齢化が進行しており、老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法による取組が必要となっています。

このことから適切な維持補修等の予防保全的管理のもとで、既存ストックの長寿命化対策および計画的な修繕・改築・更新を行うため、平成24年に国で改訂された「公園施設長寿命化計画策定指針」に基づき、平成25年度に「公園施設長寿命化計画」を策定しました。

公園名	開設時期	面積(現在)	備考
尾花川公園	昭和29年	1.05ha	開設当初 0.3ha
びわこ文化公園(文化ゾーン)	昭和55年	43.20ha	開設当初 3.5ha
奥びわスポーツの森	昭和62年	21.30ha	開設当初 12.3ha
湖岸緑地	昭和55年	154.03ha	開設当初 30.3ha
春日山公園	平成13年	23.40ha	開設当初 7.4ha
びわこ地球市民の森	平成14年	30.98ha	開設当初 4.4ha

④県営住宅

昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設されたものが多く、平成に入ってからでも建替等で毎年度一定の建設がありますが、建設戸数は年々減少しています。現状のまま推移した場合、施設全体のうち、法定耐用年数経過の建物が 10 年後には約 13% となり、20 年後には約 15% に増加する見込みです。

平成 17 年度策定の「滋賀県営住宅ストック活用計画」と平成 23 年度策定の「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、県営住宅の建替事業等公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要な課題となっています。

⑤河川管理施設

高度成長期以降に整備した河川管理施設（樋門、可動堰等）は、建設から数十年が経ち、急速に老朽化する時期を迎えています。現状のまま推移した場合、施設全体のうち、建設後 40 年以上の施設が 11 年後には約 29% 程度となり、20 年後には約 60% 弱へと増加する見込みです。これら河川管理施設については、老朽化の進行に伴い、補修や更新等の維持管理費用の増大、設置年度や構造形式等の施設諸元、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在していることから施設の詳細な調査の実施が喫緊の課題となっています。

これまで平成 19 年度に土木事務所管内毎に河川維持管理計画（案）を作成し、これに基づき河川巡視点検を実施し、河川管理施設や河道を適正な状態に保つため必要な維持管理を行ってきましたが、平成 25 年度には河川法が改正され、河川管理者は河川管理施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことが明確化され、これまで以上に維持管理の重要性が増しています。

⑥港湾施設

昭和 47 年から平成 9 年まで実施された琵琶湖総合開発事業による水資源開発公団の整備された施設（彦根港、長浜港、竹生島港）や総合開発事業に併せて整備された施設（大津港）が主なもので、現状のまま推移した場合、施設全体のうち、築 50 年以上の施設が 10 年後に約 10% 程度、20 年後に約 50% 程度へと増加する見込みです。

これまで県管理の 4 港湾（大津港、彦根港、長浜港、竹生島港）については、平成 19 年度の「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」に基づき、平成 23 年と 24 年に港湾施設のうち防波堤や係留施設など重要な施設について維持管理計画を策定しましたが、施設の老朽化が進む中、港湾施設全体の適正な維持管理の実施が重要な課題となっています。

⑦ダム施設

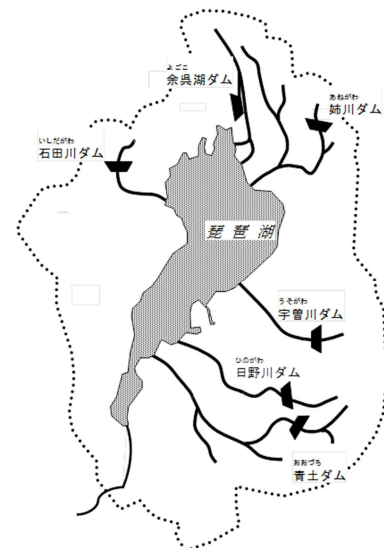
治水を主目的とするダム 6 か所の中には設置後 50 年以上経過のダムもありますが、今後も長期にわたり適正な管理運用を行う必要があります。

これまで故障・不具合が発生後に対症療法的な対応をしてきましたが、限られた予算の中、施設を長寿命化するためには、予防的な修繕・更新へと転換し、計画的な維持補修を行うことが重要です。

このため、限られた予算を効果的・効率的に投入し、ライフサイクルコストを意識した管理に努めるため、平成 25 年度から 3 か年の計画で「ダム長寿命化計画」を策定していくこととしています。

名称	型式	目的	運用開始	経過年数
余呉湖	自然湖	F・N	昭和35年1月	55年
日野川ダム	グラベルフィル	F・N	昭和41年4月	49年
石田川ダム	ロックフィル	F・N	昭和45年4月	45年
宇曽川ダム	ロックフィル	F・N	昭和55年4月	35年
青土ダム	ロックフィル	F・N・W・I	昭和63年4月	27年
姉川ダム	重力式コンクリート	F・N	平成14年4月	13年

※「F」洪水調節、「N」不特定利水、「W」上水道供給、「I」工業用水道供給



⑧農業水利施設等

農業水利施設等は、琵琶湖総合開発により集中的に整備され、既に 30 年以上経過し、一定のまとまりをもって老朽化が進行しています。

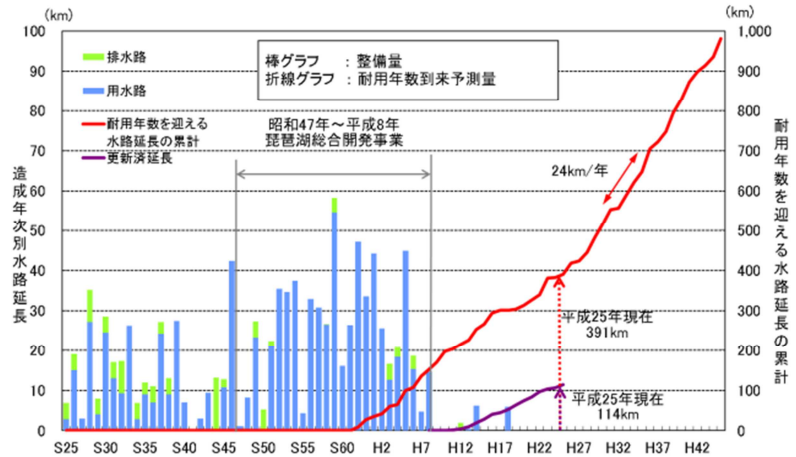
こうした状況は、維持管理や重大事故の発生リスク等を増加させ、農業の安定経営だけでなく、道

路に埋設した送水管の破裂等により県民生活にも影響を及ぼすことが懸念されます。

【農業水利施設】

平成 21 年 3 月に基本的な方針となる「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定し、平成 26 年 3 月に「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」(県・市町・土地改良区等で構成)で「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」(10 年間の計画)が策定されました。

中長期計画は、施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を基に施設管理者が作成された地区中長期計画等を集計し、県全域の計画として取りまとめたもので、今後、この計画に基づく施設の保全更新対策の着実な実施が求められています。



【農業用ダムおよびため池】

平成 25 年度から点検調査による老朽度等の確認を進めており、今後、その結果をもとに施設管理者等と協議調整し、早期に補修・補強等の安全対策を講じる必要があります。

【農道(橋梁)】

平成 23 年度から簡易点検・調査を実施しています。今後、この結果をもとに、施設管理者である市町と協議調整し、早期に補修・補強等の安全対策に着手する必要があります。

【地すべり防止施設】

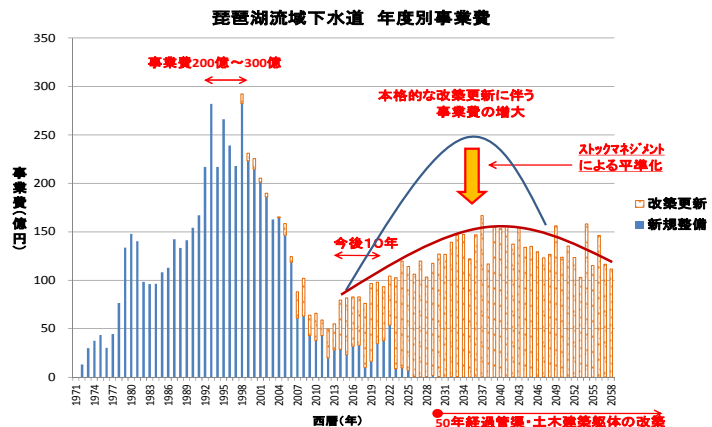
地すべり防止区域に指定されている雄琴地区および上仰木地区において、地すべり等防止法に基づき、防止工事の施工や防止区域の管理を行う必要があります。

⑨流域下水道施設

琵琶湖などの公共用水域の水質保全を目的とし、昭和 46 年に「琵琶湖周辺域下水道基本計画」を策定し、「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区からなる琵琶湖流域下水道として整備を進めてきた結果、平成 25 年度末の下水道普及率は 87.9% (全国 7 位) となっています。

一方、これまでの施設整備の結果、膨大な下水道ストックを保有することとなりましたが、これらは年々劣化し、今後、修繕・改築に係るコストが増大するとともに、災害発生時には機能不全に陥る可能性もあるため、下水道ストックのより適正な管理を目指すため、平成 18 年度からストックマネジメントに着手し、平成 21 年 7 月に「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」およびこれに基づく「中長期再構築計画」を策定しました。今後、一層の改築更新に伴う事業費の平準化に向けた取組が重要な課題となっています。

【流域下水道事業予算のストックマネジメントによる平準化と必要予算】



⑩治山施設

治山施設は、溪間工などが昭和 20 年頃から毎年一定数施工していますが、これらのうち建設後 50 年を超える施設は平成 40 年代以降に増加する見込みです。

現在、約 75%程度が点検完了済み(鋼製構造物は平成 23 年度に全施設点検済み)で、今後、残る施設の点検実施を予定しています。全治山施設の状態を把握のうえ、施設ごとにランク付け等の分類分けを行い、長寿命化計画を策定し、対策に取り組む必要があります。

①林道施設

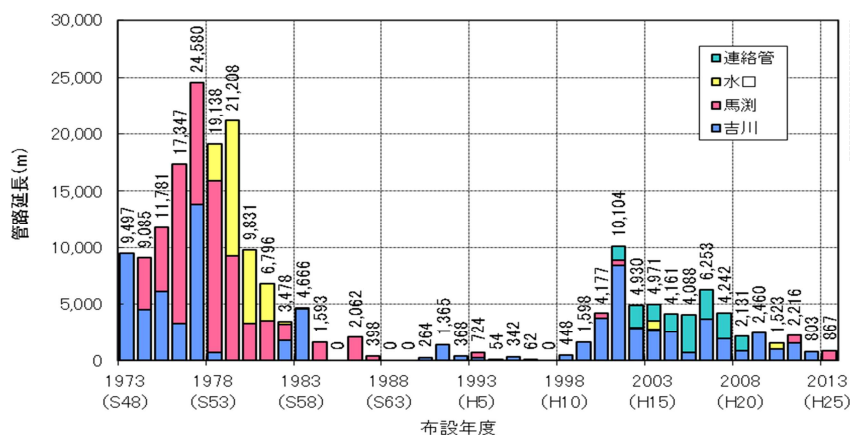
国が示すインフラ長寿命化計画では、林道分野における長寿命化対象施設は「橋梁」、「トンネル」、「その他重要な施設」と規定されているところですが、現在県が管理する林道において該当する施設はありません。しかし、重要な施設に対する長寿命化も含めた管理方針を策定する必要があります。

②工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

管路の多くは、法定耐用年数(40年)が到来しますが、これらの更新費用は多額となり、事業執行に長期間を要することが見込まれています。また、吉川浄水場の液状化対策やその他浄水場等の耐震対策、電気・機械設備更新の事業費も多額となることを見込まれています。

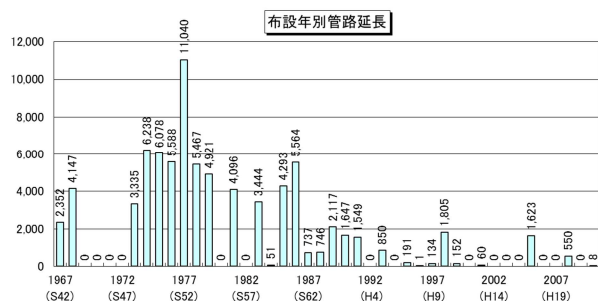
そこで、平成21年度から管路や施設の調査、更新計画の策定等を実施し、これらの計画を事業の平準化や水需要に応じた規模の適正化等を考慮して取りまとめ、今後の健全経営を維持しながら老朽化対策事業を円滑に執行することを目的として、アセットマネジメントの手法を用いて約40年間の長期施設整備計画(以下「アセットマネジメント計画」という)を策定することとしました。

■既設管路布設年度別表(水道用水)

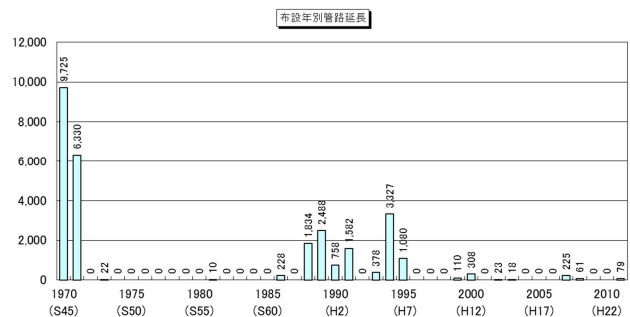


*S48~S58に初期の設備投資が集中
*H10以降は送水幹線や連絡管の整備など、第一次拡張事業を実施

■既設管路布設年度別表(工水:南部)



■既設管路布設年度別表(工水:彦根)



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

道路、下水道、農業水利施設等のインフラ施設の中には、昭和47年から始まった琵琶湖総合開発事業により集中的に整備されたものも多くあり、老朽化が進んでいることから、これまでから各施設所管課において、アセットマネジメントやストックマネジメントの取組が進められてきました。

施設によって状況や課題が異なることから、それぞれの施設の状況に応じて、長寿命化や更新等に係る対策を計画的、効率的に進めます。

(2) 具体的な取組内容

①道路施設

【橋梁】

点検結果に基づく「橋梁の健全度」や、対外的な影響等を考慮した「橋梁の重要度」を勘案のうえ、対策の優先度を決定し、計画的な補修対策を引き続き実施します。

今後は15m以下の橋梁についても長寿命化計画を策定し、補修対策を実施します。

【トンネル】

日常点検や定期点検により、本体工の変状および附属物の破損状況を早期に発見し、施設を常時良好な状態に保つために必要な情報を得ることとします。また、利用者被害の可能性のある状態に対し応急措置を講じ、必要に応じて詳細・追跡調査、対策の必要性を判定し、適宜必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

【その他道路施設等】

舗装は、平成 25 年度策定の舗装補修ガイドライン案に基づき、舗装修繕計画を平成 26 年度に策定し、平成 27 年度以降計画に基づき修繕工事を進めます。その他の道路施設等も日常点検や定期点検により、適時必要な修繕を実施し、適切な維持管理を進めます。

②砂防関係施設

施設点検結果をもとに、施設の健全度、施設の重要度等を整理したうえで、国の「砂防関係施設の長寿命化策定ガイドライン（案）」等に沿って、砂防関係施設が長期にわたりその機能及び性能を維持・確保することを目的とした維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施するための長寿命化計画を策定し、計画的に施設の修繕、改築、更新を行い、トータルコストの縮減と予算の平準化を図ります。

③公園施設

公園施設長寿命化計画に基づき、既存ストックの長寿命化対策および計画的な修繕・改築・更新を行い、老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法で事業を進めます。なお、公園施設長寿命化計画は、10 年間の計画期間で策定していますが、5 年毎に見直していきます。

④県営住宅

県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを確保していくため、建替事業、ストック改善事業等を効率的・効果的に行います。

両計画は、社会情勢や県民ニーズを踏まえ、平成 27 年度に見直しを行い、見直し後の計画に基づき建替事業およびストック改善事業を進めます。

⑤河川管理施設

河川管理施設の調査を行い、施設の健全度等長寿命化に必要な情報の収集と評価を行います。

これらの結果に基づき河川管理施設長寿命化計画を策定し、予防保全型維持管理を含めた適切かつ戦略的な維持管理・更新（(ア)施設の点検、(イ)施設の補修、(ウ)施設の計画的な更新）に取り組み、中長期的なトータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

⑥港湾施設

港湾施設のうち防波堤や係留施設など重要な施設については、維持管理計画を策定しています。その他の維持管理計画を策定していない港湾施設について、現状の調査と評価を行い、策定済みの維持管理計画への追加など計画の見直しを行うことで港湾施設の総合的な維持管理計画を策定します。この計画に基づき、港湾施設の適切な維持管理に取り組み、トータルコストの縮減や経費の平準化を図ります。

⑦ダム施設

長期にわたり維持管理・運用を行うダム施設の適正な管理のため、従来の対処療法的な対応から予防的な修繕・更新へと転換し、計画的な維持補修を行うため、ダム長寿命化計画を策定します。計画を策定したダムから、計画に基づく改修・更新を実施します。

まず、ダムの現状について総合点検を実施し、それをもとにダム長寿命化計画を策定します。既に平成 25 年度に「日野川ダム」「宇曾川ダム」の計画を策定しており、平成 26 年度に「石田川ダム」「姉川ダム」の計画を策定し、平成 27 年度には「余呉湖ダム」「青土ダム」の計画を策定します。

そのうえで、平成 27 年度に 6 ダムの長寿命化計画を取りまとめて、予算を平準化し、より効率的効果的な運用ができるよう「滋賀県治水ダム長寿命化計画」を策定します。

長寿命化計画を策定したダムについては、計画に基づく予防保全的改修・更新を実施します。

⑧農業水利施設等

農業水利施設については、滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会で策定された農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき、保全更新対策を実施します。

農業用ダムおよびため池、農道橋については、点検調査等の結果に基づき、市町等の施設管理者と早期の対策実施に向けた協議調整を行い、適時適切な対策を実施します。

地すべり防止区域の管理を適正に行いつつ、地すべり状況等に応じた適時適切な対策を実施します。

⑨流域下水道施設

「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」に基づき策定した「中長期再構築計画」について、策定時以降の点検・調査の結果の反映や対象施設の再整理を行い、見直しを実施します。

引き続き施設データの精度を向上させると共に、施設の健全度の再評価、改築更新の優先度見直し等を継続的に行います。

⑩治山施設

施設のランク付け（重要度、アクセスのしやすさ等）を行い、平成 27 年度策定予定の「長寿命化計画」に基づき、長寿命化対象施設において高ランクの箇所から計画的に点検および修繕を行います。

⑪林道施設

現在の県管理路線には、橋梁等の長寿命化対策が必要な重要施設はありませんが、今後、重要施設を管理することを想定し、林道施設に係る長寿命化計画を策定します。長寿命化の対象施設については、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理していくこととします。

⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

アセットマネジメント計画に基づき、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営、資金確保方策を進めるとともに、施設の重要度、更新の優先度を踏まえた更新投資の平準化を図ります。

(3) 目標

・個別施設計画の策定 平成25年度 9計画 → 平成30年度 34計画

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

①道路施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
橋梁の長寿命化 (15m以上)		長寿命化修繕計画に基づく修繕・定期点検			
橋梁の長寿命化 (2～15m)			定期点検		
舗装の維持管理	舗装修繕計画 の策定		舗装修繕計画に基づく修繕		
トンネル等の主 要構造物の維持 管理		定期点検、適時必要な修繕を実施			

②砂防関係施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の 策定等	施設点検・取りまとめ、管理・ 対策レベルの整理等		砂防関係施設長寿命化計画の策定等		

③公園施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画に基づく対策の実施	公園施設長寿命化計画に基づく施設の補修や改築の実施				

④県営住宅

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
施設の計画的な建替、維持管理等	県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画に基づく事業				
		県営住宅ストック活用計画と公営住宅等長寿命化計画の見直し	見直し後の計画に基づく建替事業、ストック改善事業の実施		

⑤河川管理施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等		河川管理施設の現状調査および評価		河川管理施設長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理の着手

⑥港湾施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
維持管理計画の策定等		港湾施設の現状調査および評価		港湾施設の維持管理計画の見直し	計画に基づく維持管理の着手

⑦ダム施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等			日野川ダム、宇曾川ダムの改修・更新		
	石田川ダム、姉川ダム長寿命化計画策定			石田川ダム、姉川ダムの改修・更新	
		余呉湖ダム、青土ダム長寿命化計画策定		余呉湖ダム、青土ダムの改修・更新	
		滋賀県治水ダム長寿命化計画策定			

⑧農業水利施設等

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
農業水利施設の長寿命化		農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づく保全更新対策の実施 施設の監視、定期的な施設の機能診断の実施			
農業用ダムおよびため池、農道橋の補修・補強等		点検調査等の実施 点検調査結果に基づく補修・補強等の安全対策の実施			
地すべり防止対策		地すべり防止区域の適正な管理、状況等に応じた適切な対策の実施			

⑨流域下水道施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中長期再構築計画の見直し等		点検や調査結果等の反映			
		対象施設の見直し			
			中長期再構築計画の見直し		
				継続的な計画の見直し	

⑩治山施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等	全治山施設の調査完了	長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理等		

⑪林道施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
長寿命化計画の策定等		長寿命化計画の策定	計画に基づく維持管理等		

⑫工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
アセットマネジメント計画の策定等		アセットマネジメント計画の策定	計画的な施設の更新等		

取組項目	経営方針 3	(3)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
	③「公共施設等総合管理計画」の策定および推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

現在、県有施設の老朽化が進行しており、今後、多くの施設が更新時期を迎えることから、財政上および施設管理上の重要な課題となっています。

こうした中、橋梁や下水道、農業水利施設等のインフラ施設では、「アセットマネジメント」の手法により長寿命化対策等を進めているほか、庁舎や学校等の建築物においても、平成26年5月に「県有施設利活用基本指針」を策定し、財政負担の縮減および平準化の観点から、施設総量の適正化や施設の長寿命化等の取組を推進しています。

また、建築物、インフラ施設、公営企業所管施設を含めた全ての施設を対象に、長期的な観点から更新・統廃合・長寿命化等の対応方針を定める「公共施設等総合管理計画」の策定に向けた検討も進めています。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

全ての施設を対象に、今後の財政状況や人口動態の変化等を踏まえた公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの対応方針を長期的な観点から定める「公共施設等総合管理計画」を関係部局による横断的な検討体制のもとで策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

(2) 具体的な取組内容

新①公共施設等総合管理計画の策定

平成27年度中に「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的かつ全庁的な観点から老朽化対策を推進するとともに、公共施設等の計画的な管理を行います。

公共施設等総合管理計画の概要

1. 公共施設等の現状および将来見通し
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
 - (1) 現状や課題に関する基本認識
 - (2) 所管施設に係る管理に関する基本方針
 - ①点検・診断等の実施方針
 - ②維持管理・修繕・更新等の実施方針
 - ③安全確保の実施方針
 - ④耐震化の実施方針
 - ⑤長寿命化の実施方針
 - ⑥統廃合や廃止の推進方針
 - ⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
4. 計画の推進にあたって

拡②個別施設計画の策定

施設分野ごとの個別施設計画を策定し、ファシリティマネジメントやアセットマネジメントの取組を推進することにより、財政負担の平準化や公共施設等の最適配置等を推進します。

(3) 目標

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定 平成 27 年度
- ・ 個別施設計画の策定 平成 25 年度 9 計画 → 平成 30 年度 34 計画

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①公共施設等総合管理計画の策定	計画策定に係る検討・作業	公共施設等総合管理計画の策定		計画の進行管理	
②個別施設計画の策定	施設分野ごとに「個別施設計画」の策定・検討等				

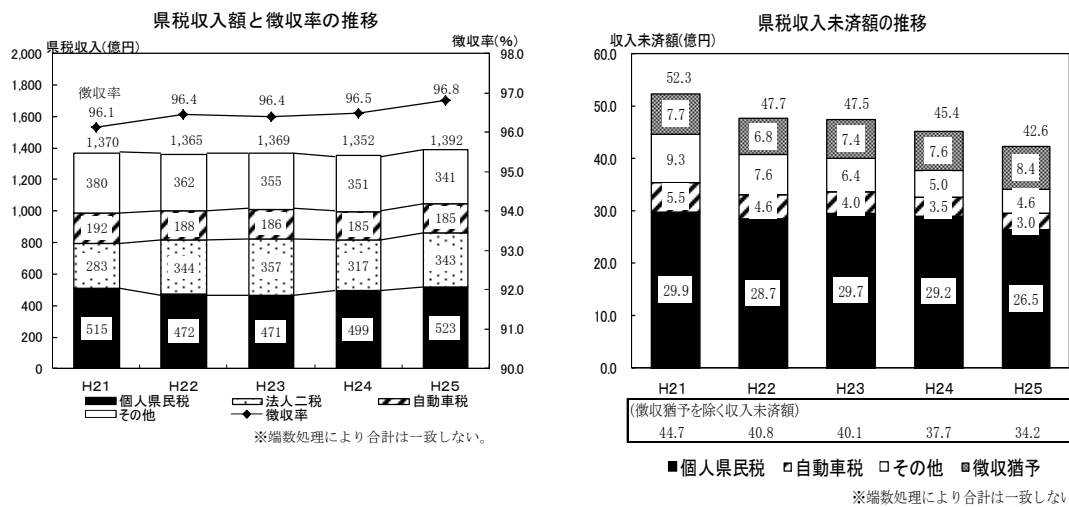
取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課 総務部 税政課 商工観光労働部 商工政策課
	①県税収入の安定確保等		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

平成 26 年度に策定する「滋賀県産業振興ビジョン」に基づく施策を効果的かつ着実に推進し、地域経済の活性化とともに雇用の維持・拡大を図ることにより、県税の確保に努めていく必要があります。

一方、県税の収入未済額（地方税法で認められた徴収猶予額を除く。）については、平成 24 年度から 5 年間で 6 億円以上、毎年度 1.2 億円以上の縮減ができるよう、徹底した滞納処分や市町との連携に取り組んでおり、この結果、収入未済額の大部分を占める個人県民税については平成 24 年度から減少傾向にあるほか、自動車税を含む他の県税についても、縮減が図られてきています。

税外未収金については、職員のスキルアップや意識改革を進めるための研修会等を開催するとともに、未収金の所管所属からの相談や協議に応じる体制を整え、未収金対策の標準的な判断基準、事務処理マニュアルである「ガイドライン」を策定したほか、平成 24 年度から 26 年度を集中整理期間と位置づけ、法的措置を前提とした徴収業務を一元化して行う「税外未収金の共同管理」を実施し、滞納整理に取り組みました。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

県財政の根幹をなす県税収入の安定確保に向けて、地域経済の活性化等の推進により県税の増収に努めるとともに、滞納整理の早期着手や徹底した滞納処分の実施、さらには市町と県の連携強化等により、収入未済額の縮減に取り組むほか、税外未収金対策についても、着実に推進します。

(2) 具体的な取組内容

①県税収入の増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創造

「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、産学官金民の連携により、「水・エネルギー・環境」「医療・健康・福祉」「高度モノづくり」「ふるさと魅力向上」「商い・おもてなし」の 5 つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組むとともに、重要な役割を担う中小企業の「技術力」「サービス・販売力」「発信・連携力」の強化を図ります。

また、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致等を進めるほか、起業や創業の促進を図ります。

②県税の収入未済額の縮減

市町とのさらなる連携強化や、滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施により、平成 24 年度からの数値目標を踏まえ引き続き縮減に取り組むとともに、平成 29 年度からは取組成果を検証の上、新たな数値目標を設定し縮減に取り組めます。

③税外未収金対策の推進

任意の返済に応じない債務者に対する訴訟、強制執行等の法的措置を実施するとともに、一括返済が困難な債務者に対しては、生活状況等を確認したうえで、分納計画の承認と履行状況の管理を行います。

また、適切な債権管理を切れ目なく行うため、新任の未収金担当職員を対象とした研修を行います。

(3) 目標

- ・成長産業、地域の魅力創造産業、地域密着産業の振興による地域経済の活性化、雇用の維持・拡大
- ・県税収入未済額（徴収猶予額を除く）
平成 23 年度末 40.1 億円 → 平成 28 年度まで毎年度 1.2 億円以上の縮減
平成 29 年度からの新たな数値目標の設定
- ・税外未収金対策 「税外未収金の共同管理」による未収金回収の推進

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
① 県税収入の増収に向けた滋賀発の産業・雇用の創造	「滋賀県産業振興ビジョン」の策定		ビジョンに基づく施策の推進		
② 県税の収入未済額の縮減		平成 24 年度から 5 年間の数値目標を設定して取組		平成 28 年度までの取組成果を検証し新たな数値目標を設定 (H29～)	数値目標に基づき取組
		市町とのさらなる連携強化、滞納整理の早期着手・徹底した滞納処分の実施			
③ 税外未収金対策の推進	法的措置を前提とした回収の実施(税外未収金の共同管理)と職員研修の実施		訴訟・強制執行等の法的措置、分納管理等		
			新任未収金担当者向けの研修		

取組項目	経営方針 3	(4)	担当部課 (室)名	総合政策部 企画調整課 総務部 経営企画・協働推進室 総務部 財政課
	②歳入確保対策の積極的な推進			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

- 本県における歳入確保の取組としては、①未利用県有地の処分、②自動販売機設置に係る公募制、③広告事業、④ネーミングライツの売却、⑤マザーレイク滋賀応援寄附などを行ってきました。
- ①未利用県有地の処分については、平成 12 年度から一般競争入札による売却を中心に取り組んできましたが、適地が少なくなってきたこと、入札不落が続いている物件が残っていること等が課題となっています。
- ②自動販売機の公募制については、平成 22 年度から県庁舎、警察本部などで先行的に行い、平成 25 年度設置分からは原則としてすべての県施設で実施しています。
- ③広告事業については、「県情報誌プラスワン」や、県ホームページバナー、自動車税納税通知書に広告を掲載するなど、平成 23 年度から平成 25 年度までにかけて、37 件約 43 百万円、歳入を確保しました。
- ④ネーミングライツの売却については、平成 25 年度から 14 施設等でパートナー企業の募集を開始しましたが、当初の募集期間中には応募がなかったため、さらに対象施設を拡大して 23 施設での随時募集を行っています。平成 26 年 2 月には、第 1 号として、「県民の森」の愛称を「日産リーフの森」とする契約を締結しましたが、他の施設に係るパートナー企業の獲得に向けたさらなる周知活動が課題となっています。
- ⑤マザーレイク滋賀応援寄附については、ふるさと納税について国において制度の拡充が検討されているなど、全国的に注目が高まっています。本県でも、マザーレイク滋賀応援寄附として広報活動を行い、寄附の促進に努めています。

(単位:百万円)

取組事項	H23		H24		H25		H26(見込)		計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
未利用県有地処分	20	763	10	520	20	3,104	10	264	4,651
公募による自動販売機設置	222	70	220	68	207	73	212	74	285
広告事業	11	13	14	17	12	13	13	17	60
ネーミングライツ	—	—	—	—	—	—	1	0.6	0.6
マザーレイク滋賀応援寄附	70	87	64	18	66	18	85	19	142
計		933		623		3,208		374.6	5,138.6

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

自主財源の拡充に向けて、積極的な取組を推進し、歳入確保を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①未利用県有地の処分の推進

未利用・低利用の県有財産の洗い出しを行い、県有財産活用検討会議において処分方針等を決定するとともに、未利用県有地を売却するための一般競争入札を実施します。

②自動販売機設置に係る公募制

自動販売機設置事業者の選定については、原則としてすべての県施設で公募を行います。

③広告事業の展開

引き続き実施するとともに、推進に向け、対象媒体の拡大につなげます。

④ネーミングライツ売却の推進

継続的な企業訪問等によりニーズを把握するとともに、トップセールスを活用し、ネーミングライツ売却の推進を図ります。

⑤マザーレイク滋賀応援寄附の促進

(寄附環境の整備)

インターネット申し込みの簡易化や、パンフレット設置場所の拡大など、寄附申し込みを行いやすい環境の整備を進めます。

(積極的なPR活動)

首都圏をはじめとした県外に積極的に制度をPRし、新規寄附者の獲得に努めます。

(寄附者に対する送付品の検討)

一定金額以上を寄附してくださった方への送付品について、県内産業の振興や県の魅力発信を含む幅広い観点から検討します。

(3) 目標

- ・ネーミングライツ新規契約数 毎年度 1件以上
- ・マザーレイク滋賀応援寄附者数
平成26年度(見込) 85人/年 → 平成30年度 110人/年

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①未利用県有地の処分の推進		一般競争入札の継続実施(年2回を目途に実施)			
②自動販売機設置に係る公募制		継続実施(平成28年度末に大量更新あり)			
③広告事業の展開		対象媒体の拡大の検討			
④ネーミングライツ売却の推進	企業ニーズ把握のための調査 提案募集型の新設	営業活動の実施(継続的な企業訪問等によるニーズ把握 トップセールスの実施)			
⑤マザーレイク滋賀応援寄附の推進		制度拡充の動きと併せ、適宜実施			
(寄附環境の整備)		制度拡充の動きと併せ、適宜実施			
(積極的なPR活動)		様々な事業と連携し、積極的なPR活動を展開			
(寄附者に対する送付品の検討)		制度拡充の動きと併せ、適宜実施			

取組項目	経営方針 3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	③受益者負担の適正化			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

受益者負担の適正化については、これまでから、受益者に対し、個別のサービスの対価として、使用料（利用料金を含む。）および手数料の適切な徴収を行っています。

平成 26 年 4 月 1 日より、原価計算による所要経費と現行料金との差額分に加え、消費税および地方消費税の税率引上げ分について、料金の適正化を図るため、平成 25 年 11 月議会で条例改正を行いました。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

公の施設や行政財産の利用に係る使用料や役務の提供に係る手数料について、社会経済情勢の変化や、国の消費税および地方消費税率の改正の状況等も踏まえながら、適切な水準について定期的に見直し、必要な改定を行うなど、便益に応じた適正な負担を求めます。

(2) 具体的な取組内容

○適正な料金設定

受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、原価計算により必要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した上で、適切な料金を算定するため、全項目を対象とした使用料・手数料の見直しを社会経済情勢の変化や、国の消費税および地方消費税率の改正の状況等も踏まえながら定期的に行います。

加えて、新たな役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、速やかに反映されるべく、随時条例の改正を行います。

(3) 目標

- ・適切な料金設定の維持

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
適正な料金設定	使用料手数料 条例の一斉見 直しに係る改 正分施行	社会経済情勢等の変化を踏まえ、料金を見直し			
		→			

取組項目	経営方針 3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室 総務部 財政課 総務部 税政課
	④地方税財源の充実強化に向けた国への要請			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

人口減少・少子高齢化対策や公共施設等の老朽化対策など、直面する地域課題に的確に対応するためには、地方交付税をはじめとする地方税財源の充実強化が不可欠です。

これまでから、全国知事会とも連携を図りながら、法定率の引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実や地方税制度の見直しなどを国に対して要請してきました。

この結果、交付税算定の見直しや地方消費税の清算基準の見直しなどにつながり、一定の成果をあげています。

今後、国の経済財政運営に関連し、法人実効税率の引き下げや地方財政計画の見直しによる地方交付税への影響、多額の臨時財政対策債の発行等、地方財政への影響が懸念されることから、引き続き、地方税財源の充実・強化が図られるよう働きかけていく必要があります。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立を目指し、法定率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実や臨時財政対策債の縮減、また「琵琶湖」をはじめとする湖沼にかかる財政需要等の適切な措置、さらに税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築などについて、国に積極的に提案します。

(2) 具体的な取組内容

○地方税財源の充実強化に向けた国への要請

全国知事会などと連携して、次の事項について国に積極的に提案します。また、その時々的情勢を踏まえ、内容を見直すなど、的確に提案していきます。

(地方交付税総額の確保・充実、本県の財政需要を反映した交付税の算定)

法定率引き上げ等による地方交付税総額の確保・充実、臨時財政対策債の縮減や、国家的財産である「琵琶湖」に係る財政需要に対する地方交付税等の適切な措置等

(地方税制度の見直し)

税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系の構築、地方消費税の清算基準や法人事業税の分割基準の見直し等

(公共施設等の老朽化対策に係る財源の確保・充実)

老朽化対策に係る国庫補助制度の充実、起債（建設事業債および除却債）の充当率引き上げおよび起債の元利償還に対する地方交付税措置の充実 等

(3) 目標

- ・地方税財源の充実強化に向けた提案・要請事項の実現

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地方税財源の充実強化に向けた国への要請	あらゆる機会をとらえ、実施				
	→				

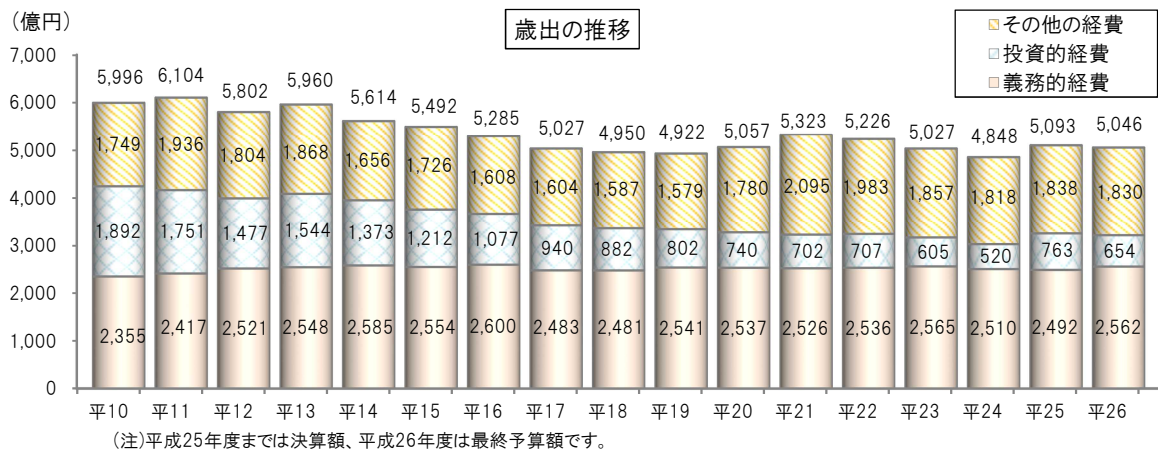
取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	⑤スクラップ・アンド・ビルドの徹底		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

経済情勢の悪化に伴う県税収入の大幅な減少や国の「三位一体の改革」による地方交付税の削減などにより、毎年度多額の財源不足の発生が見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、平成 10 年度以降、数次に及ぶ財政構造改革の取組の中で、歳出抑制を図るため、事務事業全般にわたり抜本的な見直しを行ってきました。

こうした取組により、平成 15 年度から平成 26 年度までの 12 年間で、事業費や事務費に関して、一般財源ベースで 500 億円以上の削減を行った結果、本県の財政状況は一定の改善が図られたところです。

しかしながら、今後も一定の財源不足が見込まれるとともに、国体開催に向けた施設整備などの大規模事業、公共施設等の老朽化対策、増嵩する社会保障関係費などへの対応が必要となることから、引き続き歳出の抑制に努めていかなければなりません。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

歳出の抑制を図りつつ、県政を取り巻く様々な課題に積極的に対応していくためには、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する必要がある。①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定、②重要課題への財源の重点的配分、③予算編成過程を通じた事業の精査を行うことにより、限られた財源の効率的かつ効果的な配分を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定

歳出規模の抑制を図るために、当初予算編成時には前年度予算額を基礎として、真に必要な大規模事業に係る経費や社会保障関係費等のやむを得ない経費などを考慮した上で、予算要求枠(部局要求枠)を設定することとします。予算要求にあたっては、各事業について、社会情勢の変化や県民ニーズの把握・費用対効果の分析などを通して、必要な見直しを行うことにより生じる財源を活用して、新たな課題への対応に努めることとします。

②重要課題への財源の重点的配分

政策課題協議などを通して、重点的に取り組むべき課題の精査を行い、効果的な施策の展開を図ることとし、「滋賀県基本構想」の実現に向け、重点的に取り組むべき施策については、予算編成時に部局要求枠とは別に「重点化特別枠」を設定し、その着実な推進を図ることとします。

③予算編成過程を通じた事業の精査

予算要求のあった事業については、予算編成過程を通じて、その必要性や緊急度、優先順位などを見極め、内容および金額を十分精査します。

(3) 目標

- ・財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高
平成 26 年度末見込 313 億円 → 毎年度 150 億円程度を維持

〔 実質赤字比率の財政再生基準 5% に相当する
赤字額に対応しうる額 〕

※真に必要な大規模事業に要する経費や社会保障関係費等のやむを得ない特定の経費を除き、一般財源ベースで前年度の歳出規模を上回らないよう最大限努力します。その結果として、財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の取崩を極力抑え、歳入環境の悪化や災害等の不測の事態に備え、その残高の確保を図ります。

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①前年度予算額を基礎とした予算要求枠の設定			予算編成過程で実施		
②重要課題への財源の重点的配分			予算編成過程で実施		
③予算編成過程を通じた事業の精査			予算編成過程で実施		

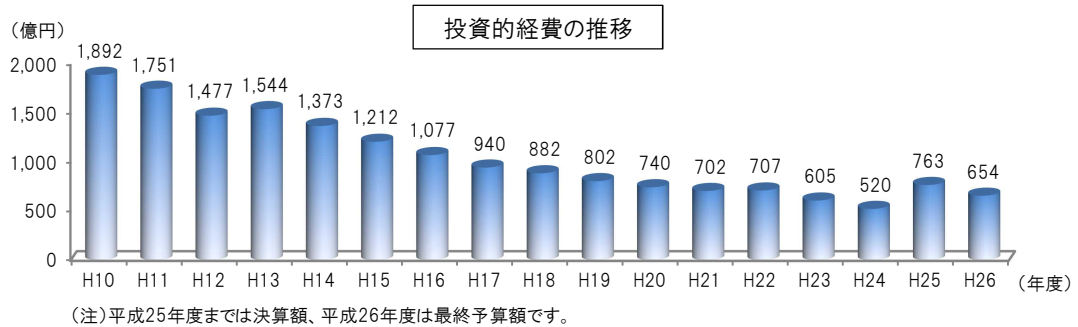
取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	⑥「選択と集中」による投資的経費の重点化		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

投資的経費については、これまで事業の見直しにより、施策の重点化や進捗調整などに取り組んできました。こうした取組により、平成 26 年度末の臨時財政対策債を除く県債残高は、当面の財政運営の目安としてきた 6,600 億円を下回る 6,486 億円と見込まれ、一定の成果が表れてきています。

引き続き、次世代の負担を軽減し、持続可能な財政運営を行えるよう、「選択と集中」により投資を行っていく必要があります。

※平成 26 年度末県債残高（臨時財政対策債除く）は最終予算額に基づく見込額



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

将来世代における公債費負担の軽減と財政の持続可能性を高めるため、必要性や効果、緊急度等を見極めた上で、県民や将来の滋賀県にとって真に必要な事業に対し、「選択と集中」により投資を行います。

(2) 具体的な取組内容

○投資的経費の重点化

(ア)公共事業

必要性や危険度、緊急度等の指標により事業箇所ごとに評価を実施し、地域の特性や地域の意見を踏まえ策定した中長期計画などに基づき、整備を進めるとともに、災害や新たな課題、社会情勢の変化等にも的確に対応していきます。

また、インフラの老朽化対策について、点検結果などを踏まえ、事業の優先度・緊急度等を見極め、取り組んでいきます。

(イ)その他の投資的経費

国体開催に向けた施設整備など計画している事業について、整備内容の精査や経費の平準化を図るとともに、公共施設等の老朽化対策に、必要性や緊急度等を見極め、取り組んでいきます。

(3) 目標

・臨時財政対策債を除く県債残高

平成 26 年度末（見込） 6,486 億円 → 平成 30 年度末 6,200 億円程度まで縮減

〔将来負担比率が全国平均に相当する 200%程度となるような水準〕

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
投資的経費の重点化		予算編成等を通して実施			
	→				

取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 人事課
	⑦人件費の抑制		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまでの財政構造改革により、職員定数の削減や給与の独自カット等に取り組み、人件費の削減を行ってきました。

特に、給与の独自カットについては、平成 15 年度から平成 25 年度まで 11 年連続で実施し、平成 25 年 7 月からは、国からの要請に基づく給与カットにも取り組みました。

他の都道府県と比べて相当長期間にわたり給与カットに取り組んできたことや本県の財政状況などを踏まえ、平成 26 年度は給与カットを終了しました。

しかしながら、ラスパイレス指数は 100.7 (平成 26 年度) となっており、全国で高い方から 12 番目、近畿では 1 番高い指数となっています。

今後、必要な見直しを行い、人件費の抑制に努め、ラスパイレス指数を 100 に近づけます。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

事務事業の見直しや業務の効率化を徹底し、引き続き、業務とのバランスを考慮した適正な定員管理を行うとともに、給与については、人事委員会勧告を基本とした制度とします。

また、国家公務員の給与水準を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理を行うことにより人件費の抑制に努めます。

(2) 具体的な取組内容

○適正な定員管理・給与管理

係制への移行に併せて、(ア)昇任管理の適正化、(イ)職制の見直し、(ウ)昇給・昇格基準の見直しに取り組みます。

(3) 目標

・ラスパイレス指数

平成 26 年度 100.7 → 平成 30 年度 100.0 以内

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①適正な定員管理			検討・実施		
②適正な給与管理	昇格基準の見直し検討			新基準運用	

取組項目	経営方針 3	(4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課 会計管理局 管理課
	⑧効率的な予算執行の徹底			

1. 現状、課題、これまでの取組状況

これまでから、予算執行の段階において、限られた財源を有効に活用する観点から、効率的な予算執行に取り組んでいます。

こうした取組により、平成 26 年度末の財源調整的な基金残高は、当面の財政運営の目安としてきた 150 億円を上回る 313 億円と見込まれ、一定成果が表れてきています。

引き続き、効率的な予算執行を徹底することで、将来に向けた財源確保を図っていく必要があります。

※平成 26 年度末基金残高（財政調整基金と県債管理基金）は、最終予算額に基づく見込額

(単位:億円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
歳出の効率化・実績等による収支改善額	27	37	68	88

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

無駄の排除と将来に向けた財源確保を図るため、効率的な執行を徹底します。

(2) 具体的な取組内容

事業の執行にあたっては、最少の経費で最大の効果を上げることができるよう、職員一人ひとりが、高いコスト意識を持ち、常に効率的な執行を徹底します。

① 電力の調達コストの抑制

県有施設の電力調達において入札制度の導入により、コストの抑制を図ります。

② 資金調達コストの抑制

入札による資金調達の導入など資金調達の多様化により、コストの抑制を図ります。

③ その他の取組

- ・ 機器の保守点検における効率的、効果的な点検方法や点検周期の検討
- ・ 各種審議会、会議等の開催回数、出席人員等の精査
- ・ 原則、庁内の会議室の使用
- ・ 用紙類使用量の削減、節電等
- ・ その他内部事務経費の節減
- ・ 経済対策事業における早期執行など、適切な時期の事業実施

(3) 目標

- ・ 財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高

平成 26 年度末見込 313 億円 → 毎年度 150 億円程度を維持

〔 実質赤字比率の財政再生基準 5% に相当する赤字額に対応しうる額 〕

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①電力の調達コストの抑制	調査・検討・調整			段階的に実施（入札・契約）、随時見直し	
②資金調達コストの抑制	検討・調整		段階的に実施		
③その他の取組	継続実施				

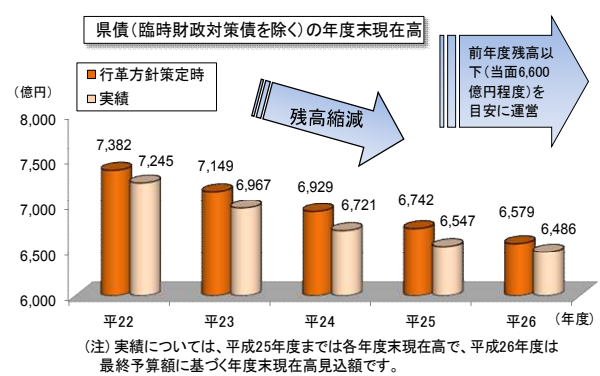
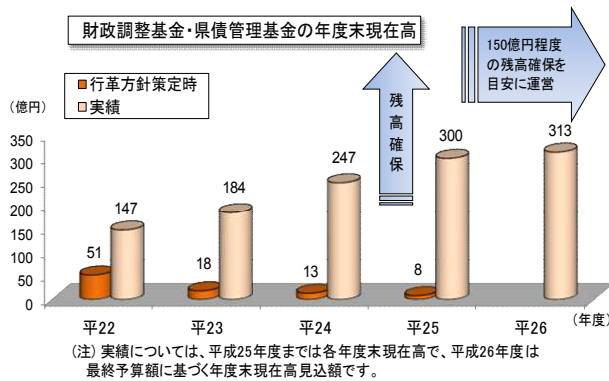
取組項目	経営方針 3 (4)	担当部課 (室)名	総務部 財政課
	⑨財政運営上の数値目標の設定		

1. 現状、課題、これまでの取組状況

本県は、県税収入の割合が比較的高いものの、地方交付税等を合わせた一般財源総額が少ない中、積極的な行財政改革に取り組み、効率的な行財政運営に努めてきたところですが、財源調整的な基金の残高は、全国的に見ると決して多いとは言えず、また県債残高が大きなウェイトを占める将来負担比率についても、全国平均を上回っている状況にあります。

こうしたことを踏まえ、平成 24 年度に「財政健全化に向けた取組について」において、①財源調整的な基金残高の確保（150 億円程度）、②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減（6,600 億円程度）を財政運営の指針として掲げて、財政運営を行ってきたところです。

その結果、平成 26 年度末において、財源調整的な基金については、313 億円の残高を確保するとともに、臨時財政対策債を除く県債残高についても、6,486 億円まで縮減を図れる見込みとなりました。



2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

将来的な財政運営に着目した方向性を明らかにしながら、より持続可能性の高い財政基盤の確立に向け取組を進めるため、具体的な数値目標を設定した上で、①財源調整的な基金（財政調整基金・県債管理基金）の残高確保、②県債残高の縮減に努めます。

(2) 具体的な取組内容

①財源調整的な基金の残高確保

将来における歳入環境の悪化や災害等の不測の事態に備えるため、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」などにより収支改善を図り、財源不足へ対応するための取崩をできる限り抑制するとともに、「効率的な予算執行の徹底」等を通じて確保できた財源については、最終補正予算において積立を行うことにより、財源調整的な基金の残高確保に努めます。

②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減

後年度の財政負担を軽減し、財政の持続可能性を高めるため、「選択と集中による投資的経費の重点化」や「効率的な予算執行の徹底」などを通して、県債の新規発行を極力抑制し、臨時財政対策債を除く県債残高の縮減に努めます。

(3) 目標

- ・財源調整的な基金残高
平成 26 年度末（見込） 313 億円 → 毎年度 150 億円程度を維持
 - 〔 実質赤字比率の財政再生基準 5% に相当する赤字額に対応しうる額 〕
- ・臨時財政対策債を除く県債残高
平成 26 年度末（見込） 6,486 億円 → 平成 30 年度末 6,200 億円程度まで縮減
 - 〔 将来負担比率が全国平均に相当する 200% 程度となるような水準 〕

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①財源調整的な基金の残高確保		予算編成過程および予算執行過程で実施			
②臨時財政対策債を除く県債残高の縮減		予算編成過程および予算執行過程で実施			

取組項目	滋賀県行政経営方針の進行管理	担当部課 (室)名	総務部 経営企画・協働推進室
------	----------------	--------------	----------------

1. 現状、課題、これまでの取組状況

「滋賀県基本構想」の着実な推進を行財政面から下支えするため、平成 27 年度からの 4 年間の行政経営の基本的な考え方等を示した「滋賀県行政経営方針」を策定したところであり、今後は、その取組を着実に推進していくことが求められます。

そのためには、取組の実施状況等を毎年度把握し、進捗に遅れ等が見られる項目の課題を検証するなど進行管理を適切に行うとともに、「見える」行政経営を推進する観点から、取組状況等を分かりやすく発信し、行政経営全般に対する県民の理解と共感につなげていくことが重要です。

2. 計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

「滋賀県行政経営方針」の着実な推進を図るため、この実施計画に基づき、各取組項目の進捗状況や成果、課題等を毎年度把握の上、様々な媒体を通じて分かりやすく情報発信することにより、行政経営の透明化を図ります。

特に主要な取組項目については、外部有識者により構成する滋賀県行政経営改革委員会において具体的な取組内容の検討や取組結果の評価を行い、効果的な推進を図ります。

(2) 具体的な取組内容

①取組の進捗状況の把握

計画期間中の目標達成に向けて、実施計画の取組項目ごとに毎年度、進捗状況や目標の達成状況の把握、進捗に遅れ等が見られる場合の課題の検証等を行うほか、職員の意識調査等を実施し、行政経営方針の適切な進行管理を行います。

②行政経営改革委員会における評価・検討

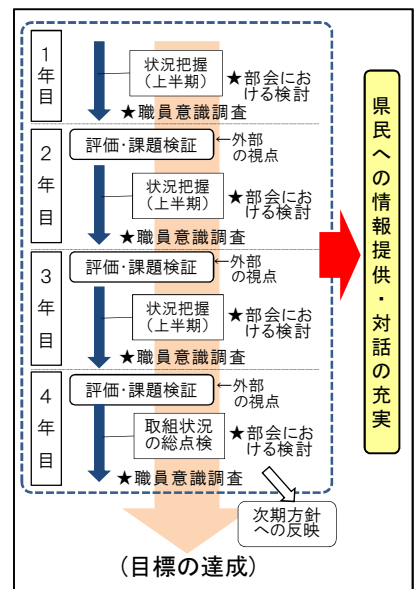
同委員会に全体の進捗状況等を毎年度報告し、外部有識者の視点も交えながら、取組の評価を行います。

また、同委員会に検討部会を設置し、協働や民間的発想を活かした取組など毎年度設定する主要テーマについて、課題の分析や効果的な手法の検討を行います。

③県民への情報提供および対話の充実

ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じて、取組の進捗状況や行政経営全般について、分かりやすく情報発信するとともに、県政モニターへのアンケート調査や出前講座等により、県民との対話を行い、今後の取組に活かしていきます。

【進行管理のイメージ】



(3) 目標

- ・実施計画に掲げる取組項目ごとの目標の達成状況
平成 30 年度末 100%

3. 具体的な取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(平成 26 年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
①取組の進捗状況の把握		毎年度実施（上半期・通年ごとに把握）			
②行政経営改革委員会における評価・検討		毎年度実施			
③県民への情報提供および対話の充実		随時実施			